

神佛道教會所規則 (文部省令第三十二號 大正十二年七月二十四日)

第一條 本令ニ於テ教會所トハ何等ノ名稱ヲ用ウルニ拘フス繼續シテ神道又ハ佛道ノ教義ヲ宣布シ又其ノ儀式ヲ執行スルコトヲ目的トスル設備ニシテ祠宇、寺院又ハ佛堂ニアラサルモノヲ謂フ

第二條 教會所ヲ設立セントスルトキハ神佛道教宗派ノ管長又ハ教師ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一 名稱

二 所在地

三 所屬教宗派ノ名稱

四 奉齋主神又ハ安置佛ノ稱號

五 擔任教師ノ氏名及資格

六 設立費用及其ノ支辨方法

七 管理及維持ノ方法

八 役員又ハ教徒若ハ信徒總代ヲ設クルモノニ付テハ其ノ人員、職務並選定方法

第三條 設立者ノ變更ハ當事者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

但シ管長タル設立者ノ變更ハ十四日以内地方長官ニ届出ツヘシ

前條第一號及第七號ノ變更ハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ第五號及第八條ノ變更

ハ十四日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第四條 教會所ヲ合併シ若ハ之ヲ移轉セントスルトキハ第二條各號ノ事項ヲ具シ設立者

ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ二以上ノ道府縣ニ涉ルトキハ合併先又ハ移轉先地ヲ管轄スル地方長官

ノ許可ヲ受ケ合併若ハ移轉ノ後十四日以内ニ舊所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツヘシ

教會所ヲ廢止シタルトキハ設立者ニ於テ十四日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第五條 第二條第三號及第四號ヲ變更セントスルトキハ更ニ設立ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 本令ニ依リ地方長官ニ提出スル文書ハ教徒又ハ信徒總代アル場合ニ於テハ其ノ總代二名以上之ニ連署スヘシ

前項ノ文書中教師ニ於テ提出スル許可申請ニ付テハ當該教宗派管長ハ其ノ意見ヲ附スヘシ

第七條 教會所ニ於テハ主神ヲ奉齋シ又ハ本尊ヲ安置シ教徒、信徒又ハ信徒タラントスル者ヲシテ之ヲ禮拜セシムルコトヲ得

第八條 教會所ニ於テハ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ際シ公衆ヲ參集セシムルコトヲ得

第九條 教會所ニ於テハ神社ニ模擬スル建築構造ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 教會所ニ於テハ神符、護符ヲ配布スルユトヲ得ス
但シ其ノ教徒、信徒又ハ信徒タラントスル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 教會所ニ於テハ門戸ニ其ノ名稱及所屬教宗派ヲ標示スヘシ

第十二條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ第二條乃至第四條ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一 法令ノ規定又ハ許可ノ條件ニ違反シタルトキ

二 公安ヲ害シ又ハ風紀ヲ紊亂スルノ虞アルトキ

第十三條 本令施行ニ關スル細則ハ地方長官之ヲ定ム

第十四條 本令ノ規定ハ專ラ葬儀執行ノ用ニ供スルモノニ關シテハ之ヲ適用セス

附 則

本令ハ大正十二年九月一日ヨリ之ヲ執行ス

従前ノ規定ニ依リ設立シタル教會所ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本令ニ依リ設立シタルモノト看做ス

諸願届書式

諸願届書式

諸願屆書式目次

宗

務

- 支所役員任免具狀.....一
- 代議員當選申請書.....二
- 古義真言宗社會事業團體屆.....三

僧

侶

- 度牒授與願.....四
- 度牒證明書下附願.....五
- 改名願.....六
- 改名願.....六
- 交衆願.....七
- 師僧替願.....七
- 僧籍換屆.....八
- 離弟承認願.....九

目次

轉派承認願	九
轉派加入願	一〇
高野山中學入學願	一〇
高野山大學入學願	一一
入壇許可願	一二
加行成滿屆	一四
灌頂(授戒、開壇、高野山學道)受了屆	一七
檢定試驗願	一七
留學生(又ハ貸費生)採用願	一八
僧階補任具狀	一九
僧階昇補具狀	二一
教會教使任命具狀	二三
教師試補補任具狀	二三
宗祖御廟前參籠願	二四
學階(教階)昇補具狀	二五
學階(教階)昇補具狀	二六

托鉢免許證授與願	二六
身分證明下附願	二七
死 亡 屆	二八

住 職

住職晉住願(兼務住職又副住職願)	二八
住職辭職願	三〇
住職選定延期申請	三〇
住職特任願(兼務、臨時兼務)	三一
住職裁定願	三一
後任候補者登錄願	三一
臨時事務取扱者任命願	三一
法流稟承願	三一
寺務引繼屆	三二
印 鑑 屆	三五

寺院關係人

目 次

法類類 屆.....三五

法類總代(末寺總代)屆.....三六

檀徒(信徒)總代改選屆.....三七

檀徒(信徒)削除認可願.....三八

賞 罰

褒賞授與願.....三九

懲 誠 具 狀.....四〇

寺院教會

寺格昇格願.....四一

本寺離加末許可願.....四一

離末本寺換屆.....四二

新寺創立寺號公稱許可願.....四二

寺院移轉許可願.....四七

寺院移轉濟屆.....五一

寺院合併願.....五一

寺號改稱願.....五二

佛堂所屬認可願.....五二

境外佛堂合併願.....五三

境外佛堂移轉願.....五三

堂宇新築許可願.....五四

堂宇改築許可願.....五五

堂宇再建許可願.....五六

堂宇取毀許可願.....五七

堂宇位置變更許可願.....五七

堂宇增築許可願.....五八

堂宇名義變更許可願.....五八

堂宇改築模樣替許可願.....五九

堂宇修繕許可願.....五九

高野山大師教會支部設立願(說教所出張所等).....六〇

同 (寺院内ノ分).....	六
教會所登載願.....	六三
建物新築許可及落成届.....	六四
燒失届.....	六五

明細帳

明細帳記入願.....	六五
明細帳誤謬訂正願.....	六六
明細帳脫漏記入願.....	六六
明細帳削除願.....	六七

財產寶物

寺院等級降下願.....	六七
宗費免除(減免)願.....	六八
地所買入許可願.....	六八
土地賣却許可願.....	六九

土地交換許可願.....	七〇
地目變換許可願.....	七一
地所開墾許可願.....	七一
土地寄附願.....	七三
土地所有名義訂正願.....	七三
寺有地賣却代金保管並利子用途法承認願.....	七四
寺有金使用許可願.....	七四
財產寄附受納届.....	七五
什寶物寄托願.....	七六
寶物保管承認願.....	七六
國寶物修理費補助願.....	七七
佛像開扉許可願.....	七七
佛像出開帳許可願.....	七八
國寶指定願.....	七九
寶物觀覽料徵收許可願.....	八〇
寄附金募集願.....	八一

目次

寄附金募集延期願.....八二

境 内

官有境内地増加願.....八三
民有境内地分割願.....八三
境内地貸渡許可願.....八四
飛地境内編入願.....八五
境内へ佛像安置許可願.....八六
寺院境内地記念碑建設願.....八六

材 木

寺有山林伐木願.....八七
境内枯損木伐伐願.....八八
境内樹木伐採願.....八九

注 意

- 一、諸願伺届書類用紙ハ半紙トス
- 一、總テノ諸願書類ハ支所下寺院ハ支所經由スヘシ
- 總大本山所轄塔頭寺院ハ其本山寺務所ニ差出シ直轄寺院ハ宗務所ニ直接提出ス
- 一、願書ハ支所長總大本山ノ奥書進達ヲ要シ諸届ハ經由ノ證印ヲ爲スモノトス
- 一、進達並ニ經由ノ雛形左ノ如シ

前書相違無之候ニ付奥書進達仕候也

年 月 日 何宗務支所長 姓 名

經 年 月 日

由 何 支 所

一、諸官廳へ差出ス諸願書ニハ管長ノ添書副仲ヲ要ス添書下附書式左ノ如シ

添書下附願

何 支 所

何府何市何町何村 何寺院

今般別紙ノ通リ出願仕度候條添書御下附被成下度此段上願候也

年 月 日

古義真言宗管長大僧正何某殿

右寺住職何某

- 一、添書下附出願ノ際ハ必ス本願書ヲ添付シ手数料壹圓ヲ要ス
- 一、地方廳關係ノ諸願書取扱ニツキテハ府縣ニヨリ相違スル點多ク其關係地方廳ノ規定ヲ聞キ合セ願書ヲ作製スヘシ
- 一、諸官廳ニ出願スル諸願ニハ本寺法類ノ連署管長ノ添書ヲ要ス
祠宇並寺院創立再興復舊引直移轉廢合及附屬ノ地所建物什物抵當賣買其他寶物古文書等財產ニ關スル諸願ハ寺院ハ本寺法類連署管長ノ添書ヲ要スヘシ
(明治十七年十月三十日內務省達乙第三十七號)
- 一、管長ノ副仲ヲ得タル諸願書ハ官廳ノ許否ヲ必ス届出テ且ツ願意決行ノ上モ其旨届出スヘシ此ノ用紙ハ本所ヨリ交付ス
- 一、諸願届書式ノ寺院財產目中ニハ直接本所ニ出願スヘキ書式アルヲ以テ注意スヘシ
- 一、諸願書ニハ履歷書添付スル旨注意アルモノ、外要ナシ
- 一、諸願届出書式ノ備考ヲ參照スルヲ要ス
- 一、諸願書提出スル際ハ當該寺院並ニ兼務寺院ノ宗費ヲ必ス完納スヘシ

宗務

支所役員任免具狀

- 何支所
 - (舊)所長 何^寺院住職 僧階 姓名
 - (舊)副所長(連名)何^寺院住職 僧階 姓名
 - (新)所長 何^寺院住職 僧階 姓名
 - (新)副所長(連名)何^寺院住職 僧階 姓名
- 右當支所役員滿期(又ハ辭職)ニ付改選執行候處前記ノ通り當選候ニ付御任免被成下度選舉錄相添へ此段具狀候也

古義真言宗管長

大僧正 何 某殿

諸願届書式

選舉錄

- 一、改選告示(支所ヨリ發シタル告示全文ヲ寫スコト)
 - 一、選舉會ノ顛末(選舉開票當日ノ狀況、異議決定事項)
 - 一、有權者總數
 - 一、受理投票總數
 - 一、無効投票總數
 - 一、有効投票總數
 - 一、選舉得點表
- | | | | |
|----|-----|----|----|
| 何票 | 所長 | 當選 | 姓名 |
| 何票 | 副所長 | 當選 | 姓名 |
| 何票 | 次點 | 次點 | 姓名 |
| 何票 | 次點 | 次點 | 姓名 |
| 何票 | 次點 | 次點 | 姓名 |
| 何票 | 次點 | 次點 | 姓名 |
- 右ノ通り相違無之候也

選舉長 姓 名 (連名) 印
立會人 姓 名 (連名) 印

備考

- 一、選舉ハ期日ノ前三十五日ニ支所長告示スルモノトス
- 一、用紙ハ選舉 日前二十日ニ支所ヨリ配布スルモノトス
- 一、投票ハ期日ノ前日午後六時マテニ到着セサルモノハ無効トナル
- 一、投票ハ單記トス
- 一、毎年作製スル選舉確定人名簿(本所ニテハ毎年四月一日ニ確定ス)ニ記 セラレタル者ト雖モ宗費怠納スルモノハ選舉權行使ヲ停止セラレ依テ選舉執行ノ際ハ選舉出來得ル日限内ニ宗費ヲ上納スルコト
- 一、選舉ノ際ハ豫メ宗費怠納者ニハ注意ヲ爲スコト
- 一、選舉告示ノ際ハ爲念選舉權行使停止者ヲ有權者へ通牒スルコト
- 一、前各項ノ外宗會議員選舉ニ準シテ取扱ヒ開票ノ際ハ選舉長並ニ立會人立會ノ上開票スヘシ
- 一、次點者ハ投票總數ヲ選舉當時ニ選出スル役員數ヲ以

△ 選舉錄

選舉錄ハ支所役員改選任免具狀ニ添付セルモノニ準ス

備考

- 一、選舉法ハ支所役員ノ場合ニ準ス
- 一、選出區域ヲ定メタルモノハ區毎ニ選舉得點表ヲ明示スルコト
- 一、當選者ノ諾否ヲ確メ全部ノ宗費ノ納否ヲ調査シ全員完納ノ上申請スヘシ

◇ 古義真言宗社會事業團體屆

- 一、所在地 府 市 町 寺
縣 郡 村 院 内
- 一、團體名稱
- 一、事業種目
- 一、創立 年 月 日
- 一、地方廳許可 年 月 日

諸願屆書式

ナ除シタル三分ノ一以上ノ得票者タルコト
一、當選者ノ諾否ヲ確メ具狀ノ際ハ人々各別ニ宗費ノ納否ヲ調査シ完納ノ上進達スヘシ

◇ 代議員當選申請書

何支所

- (舊) 代議員(連記) 何院寺住職僧階 姓名
- (新) 代議員(連記) 何院寺住職僧階 姓名
- 右當支所代議員滿期(辭職)ニ付改選執行候處前記ノ通り當選候ニ付當選證御交付被成下度此段選舉錄相添此段申請候也
- 年 月 日
- 右支所 所長 姓名 名 印
- 古義真言宗管長 大僧正 何某殿

一、經營主体 (個人經營又ハ團體、會員組織等)

- 一、代表者名
- 一、職 制 (主任、保母、助手、其他職員ノ氏名)
- 一、設備概況 (家室、器具、備品等)
- 一、維持方法
- 一、基本財産
- 一、事業實施方法
- 一、其他必要ナル事項

右本宗社會事業取扱規程ニ依リ及御届出候也

年 月 日 代表者 氏 名 印
古義真言宗々務所御中

僧侶

◇ 度牒授與願

何支所下

何府何郡何町何村何寺院住職何某徒弟

僧名 何々々(尼) 姓 名(俗名)

一、出生 何年何月何日

一、現籍 何府何郡何町何番地族稱(士族) 戶主何某何男又ハ何々

一、得度 何年何月何日何府何郡何町何寺院

場ニ於テ戒師何誰ニ從ヒ剃髮

一、學業 何年何月何日何學校修業又ハ卒業並ニ經典修得

右之通り相違無之候條度牒授與被成下度誓約書相添上願候也

年 月 日

右師僧 姓 名 印

右戒師

住所何寺院住職

僧階 氏 名 印

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

△ 誓 約 書

拙僧儀度牒授與相成候上ハ誓ツテ佛祖ノ遺誠ヲ奉體シ制規ノ學階ヲ實踐シ教義宣布ノ任ヲ全ウセンコトヲ期シ決シテ怠罷仕問敷依テ保証人連署ヲ以テ誓約書差上候也

年 月 日

右本人 姓 名(俗名) 印

右父兄

保証人 姓 名 印

右師僧

同上 姓

名 印

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

一、戶籍謄本ヲ添付スルヲ要スモシ丁年以上ノ者ハ町村長ノ身分證明書ヲモ添付スヘシ

一、姓及僧名ニハ振假名ヲ附スヘシ

一、本人ノ父兄ナキモノハ親族ノ連署ヲ要ス

◇ 度牒證明書下附願

何支所下

何府何郡何町何村何寺院住職何某徒弟

僧名何々 姓 名(俗名)

一、出生 何年何月何日

一、本籍 何府何郡何町何村大字何番地何某何男

諸願届書式

又ハ何々

一、度牒 何年何月何日

右者其筋へ改名出願致度牒證明書御下附被成下度此段奉願候也

年 月 日

右本人 姓 名 印

右師僧 姓 名 印

右戶主 姓 名 印

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

一、改名願ヲ添付シタルトキハ出生、本籍、度牒ヲ記載スル要ナシ

一、改名願書式ハ別ニ例記ス

一、手数料壹圓ヲ要ス

一、度牒出願ノ際手数料壹圓ヲ添附セハ本願書提出セサルトモ證明書下付スルコトアルヘシ

付ニテ受理セララルヽアリ一様ナラス

◇改名願

何支所下

何府何市何町何番地平民何某何男

僧名(朱書) 俗名

生年月日

私儀僧侶ト相成別紙証明書ノ通リ古義眞言宗管長ヨリ度牒拜受致候ニ付爾今僧名公稱致度候條御許可被成下度此段上願候也

年 月 日

右本人 姓 名 印

右居士 姓 名 印

右師僧 姓 名 印

市町村長宛

備考

地方ニヨリテハ知事宛ニ提出スルアリ又ハ度牒寫シ添

◇改名届

何支所下

何府何市何町何院寺住職徒弟

姓 名(僧名)

私儀何年何月何日附ヲ以テ改名許可相成候條此段及御届候也

年 月 日

右本人 姓 名 印

右師僧 姓 名 印

古義眞言宗々務所御中

備考

一、官廳ノ認可セラレシ年月日ヲ記載スルコト

一、認可書寫ヲ添付スルモ可ナリ

◇交衆願

何支所下

何府何市何町何院寺住職何某徒弟

姓 名 年 月 日 生

自分儀今回登山仕候ニ付本山交衆許可相成度本人履歷書並ニ禮録相添へ衆坊連署ヲ以テ上願候也

年 月 日

右本人 姓 名 印

右衆坊 姓 名 印

何寺院住職 姓 名 印

右師僧 姓 名 印

總本山金剛峯寺座主

大僧正 何某殿

請願届書式

備考

一、禮録壹圓ヲ添付ナルコト

一、徒弟ノ出願ニハ師僧連署スルコト

一、山内居住ノ僧侶ハ必ス交衆スヘキモノトス

◇師僧替願

何支所下

何府何市何町何宗派何寺院住職何某徒弟

姓 名

私儀今回何々ノ(師僧替ノ理由)ニ依リ何縣

何市何町何院寺住職何某ニ師僧替仕度候條御許可被成下度新舊兩師僧連署ヲ以テ此段上願候也

年 月 日

右本人 姓 名 印

右舊師僧 姓 名 印
右新師僧 姓 名 印

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

- 一、徒弟ニシテ師僧死亡ノ場合ハ必ス新師僧ヲ設ケ出願ノコト
- 一、甲乙両支所ニ跨ルモノハ新支所ヨリ支悟照會ヲナスモノトス
- 一、真言宗各派ヨリ轉入師僧替ノモノハ詳細ナル履歷書ヲ添付スヘシ元所屬宗派ヘ支悟照合ノ上處理スルモノトス
- 一、手数料壹圓ヲ要ス

◇ 僧籍換屆

何支所下

何府何市何町何寺住職何某徒弟

轉籍地 何府何市何町何寺

私儀師僧(轉住、辭職)ニツキ宗規僧籍規則第九條ニヨリ前記ノ寺院ニ轉籍候間此段及御屆候也

右本人 姓 名 印
右轉籍寺院住職 姓 名 印

古義真言宗々務所御中

備考

未住職教師又ハ前住職ノ徒弟ニシテ當該寺住職ノ同意ヲ得サル場合ニ届出スヘシ

一、裁定願ニハ僧籍寺院關係者ノ意見ヲ添付スルコト

◇ 轉派承認願

何支所下

何府何市何町何寺住職(又ハ徒弟)

私儀今般何々(事由)ニ依リ何々派ヘ轉籍致度候條御承認被成下度禮錄相添ヘ此段上願候也

追テ別紙履歷書御証明被成下度候
右本人 姓 名 印

師僧(本人住職ナルトキハ法類)
何 某 印

◇ 離弟承認願

何支所下

何府何市何町何寺住職何某徒弟

右今般何々ノ理由ニ依リ合議ノ上師弟ノ關係ヲ離斷致度候間御承認被成下度此段相願候也

年 月 日
右師僧 姓 名 印
右本人 姓 名 印

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

一、師弟ノ一方連署ヲ拒ム者アルトキハ其ノ事由ヲ具シ管長ノ裁定ヲ經ルモノトス

諸願届書式

古義真言宗管長

大僧正 何某殿

備考

- 一、履歷書ニハ宗規僧籍規則第六條ニ記載シアル事項ニ該當スルモノハ全部記入スヘシ
- 一、手数料壹圓ヲ要ス
- 一、豊山派、智山派ニ轉出スル冥加金五拾錢眞言律宗ニ轉出スルモノハ五圓ノ禮録ヲ納入スルモノトス

轉派加入願

何支所下

何府何市何町何村何院何寺住職(又ハ徒弟)

何某

私儀今般貴宗何府何市何町何院何寺住職何某ノ徒弟トシテ轉派加入仕度候ニ付別紙何派承認書並履歷禮録相添へ此段上願候

年 月 日

右本人 何某
新師僧 何某

古義真言宗管長

大僧正 何之誰殿

備考

- 一、轉派加入ノ際必ス新師僧ヲ設定スルコト
- 一、元所屬宗派ノ證明ヲ得タル履歷書及其派管長ノ承認書ヲ添付スルコト
- 一、履歷書ハ詳細ナルモノ
- 一、豊山派、智山派ヨリ加入スル者ハ禮録五圓、眞言律宗ヨリ轉入スル者ハ拾圓ノ禮録ヲ納入スルコト

入學願書 (高野山中學)

何支所内

何府何市何町何村何大字

古義真言宗何寺院住職何某徒弟

何某

私儀今般貴校第 學年へ入學仕度候條御試驗ノ上御許可被成下度別紙履歷書戶籍謄本並ニ既修學校成績證明書及誓約書相添へ師僧連署ヲ以テ上願候也

年 月 日

右本人 姓名
右師僧 姓名

高野山中學長殿

誓約書

三錢收
入印紙

肩書

全

上

右儀貴校へ入學御認可ノ上ハ學則及ヒ命

諸願届書式

一〇

令等ハ固ク相守リ申スヘク事故疾病等有之候節ハ保證人ニ於テ一切引受ケ貴校へハ決シテ御迷惑相掛申間敷候仍テ保證人連署ノ上誓約候也

年 月 日

右本人 姓名
右師僧 姓名
右保證人 姓名

高野山何寺院住職姓名

高野山中學長殿

履歷書

何支所内

何府何市何町何村何大字

古義真言宗何寺院住職何某徒弟

二二

姓 (俗名) 何 (誰)

出生 何年何月何日

原籍 何府何市何町何村何大字

得度

度牒

改名

加行

灌頂

學業 何年何月何日何府何市何町何學校何科

第何學年卒業修了

賞罰

種痘 何回

右之通相違無之候也

昭和 年 月 日

二三

右本人 姓 名 ①

右師僧 姓 名 ①

備考

- 一、肩書ノ俗名ハ改名肩書ノモノハ俗名記入ニ及ハス
- 一、履歷書ノ記入事項ハ僧階補任具狀ヲ参照スヘシ
- 一、入學志願者姓名ニハ片假名ヲ附スルコト
- 一、戶籍謄本及既修學校長ノ成績證明書ヲ添付スヘシ
- 一、入學試驗料金貳圓ヲ納付スヘシ

◇ 入學願書 (高野山大學)

何宗務支所内

何府何市何町何村何大字

眞言宗何派何院住職何某徒弟

現居所何………

姓 名

何年何月何日生

私儀今般貴校(本科、豫科、選科)へ入學仕度候條御許可被成下度別紙關係書類並ニ檢定料金五圓也相添此段上願候也

年 月 日

右本人 姓 名 ①

右師僧 姓 名 ①

右父兄 姓 名 ①

高野山大學長

何某殿

△ 履歷書

肩書 同上

一、出生

一、得度

一、度牒

一、加行

請願肩書式

- 一、授戒
- 一、灌頂
- 一、改名
- 一、學業
- 一、賞罰
- 一、種痘

右之通相違無之候也

右本人 姓 名 ①

右師僧 姓 名 ①

備考

- 一、履歷書ノ記入事項ハ僧階補任具狀書ヲ参照スヘシ
- 一、僧侶ノ外ハ本願履歷書ノ肩書ノ所ニ本籍戶主及ヒ戶主トノ續柄ヲ記入シ其他僧侶ニ關スル項ハ記入ノ要ナシ
- 一、入學願書及履歷書用紙ハ高野山大學ヨリ交付スヘシ

二三

- ニツキ二錢切手封入申出ツヘシ
- 郵便ニテ出願スル場合ハ必ス書留ニテ期日内ニ到着スヘキヤウ發送スヘシ
- 檢定料金三圓ハ現金又ハ郵便小爲替ニテ願書ト同時ニ納付スヘシ
- 寫眞ヲ添付シ該寫眞ハ半身脱帽最近ノモノニシテ裏面ニハ本籍卒業學校氏名及生年月日ヲ記入スヘシ
(台紙ナキモ)
- 戶籍謄本及修學校長ノ成績證明書ヲ添付ス
- 入學ヲ許可セラレタル者ハ在學誓書ニ入學料金五圓ヲ添ヘ提出スヘシ(用紙ハ本學ヨリ交付ス)

◇ 入壇許可願 (加行、灌頂、授戒)

何支所下
縣 郡 村 寺 住職何某徒弟 名

抽僧儀今般貴所開設ノ道場ニ於テ何組前期

又ハ後期入壇仕リ度候條御許可被下度支具料並ニ履歷書相添ヘ此段上願候也

年 月 日 右本人 姓 名 印
右保證人師僧 姓 名 印
右保證人高野山何院住職 姓 名 印

古義眞言宗總務 姓 名 印
何 某 殿

△ 履歷書

何支所下
縣 郡 村 寺 住職何某徒弟 名

一、出生 年 月 日 縣 郡 村 寺
一、入寺 年 月 日 縣 郡 村 寺

一、得度 年 月 日 縣 郡 村 寺

道場ニ於テ阿闍梨何某ニ隨テ剃髮ス

- 一、學業
- 一、加行(灌頂、授戒ノミ入壇セントスル者ハ必ス記入ノコト)
- 一、賞罰

右之通リ事實相違無之候也

右 本人 姓 名 印

右保證人師僧 姓 名 印

備考

- 一、本宗寺院子弟ニシテ加行灌頂授戒ヲ自坊ニ於テ實修スル能ハサル者ノ爲ニ毎年道場ヲ本山(寶壽院)ニ開設シ實修練行セシム
- 一、資格ハ得度ヲ了シタル者
- 一、希望者ハ、い組ハ三月十日迄、ろ組ハ七月廿七日迄ハ組ハ十二月末日迄ニ支具料ヲ添ヘ本所へ願出ツヘシ
- 一、日割左ノ通りトス

期	前				項 目	日 數	組 日 割	開白	結願	組 日 割	開白	結願	組 日 割	開白	結願
	全 正 行	金剛界加行	十八道正行	禮拜加行											
全 正 行	七 日	二 七 日	七 日	二 七 日	三 日	三 日	三月十六日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日
全 正 行	七 日	二 七 日	七 日	二 七 日	三 日	三 日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日
全 正 行	七 日	二 七 日	七 日	二 七 日	三 日	三 日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日
全 正 行	七 日	二 七 日	七 日	二 七 日	三 日	三 日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日
全 正 行	七 日	二 七 日	七 日	二 七 日	三 日	三 日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日
全 正 行	七 日	二 七 日	七 日	二 七 日	三 日	三 日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日
全 正 行	七 日	二 七 日	七 日	二 七 日	三 日	三 日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日
全 正 行	七 日	二 七 日	七 日	二 七 日	三 日	三 日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日
全 正 行	七 日	二 七 日	七 日	二 七 日	三 日	三 日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日
全 正 行	七 日	二 七 日	七 日	二 七 日	三 日	三 日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日	三月十九日

何縣何市何町何寺住職(又ハ徒弟)
姓 名

道場 何縣何市何町何寺

阿闍梨 姓 名

時 日 何年何月何日

右ノ通り灌頂(何々)受了仕候間及御届申上候

年 月 日

右本人 姓 名 印

右阿闍梨 姓 名 印

右師僧 姓 名 印

備考

- 一、徒弟ハ師僧ノ連印ヲ要ス
- 一、受了後一週間以内ニ届出スヘシ

◆ 檢定試驗願 何支所下

何縣郡村 寺住職何某徒弟
姓 名

私儀今般教師檢定試驗第 種(第三種ノト

キハイロ……中ノ何レカラヲ指定スルコト)

ヲ受驗仕度候條御試驗被成下度履歷書修學
證明書並ニ受驗料相添へ此段奉願候也

年 月 日

右本人 姓 名 印

右保證人(師僧又ハ法類) 姓 名 印

古義真言宗總務 殿

備考

- 一、履歷書ヲ添付ス
- 本人保證人(師僧又ハ法類)連署スヘシ
- 一、未教師ノ者ハ出生、原籍、度牒、加行、授戒、灌頂、學業、

事績、賞罰、教師ハ出生、原籍、現級、學業、賞罰ヲ記載ス
ヘシ

◆ 留學生(又ハ貸費生)採用願 儀

今般何學(研究スヘキ科目詳細記入スヘシ)
研究ノ爲メ何學校又ハ何々ニ於テ何年何月
ヨリ向フ何ケ年間留學仕リ度候ニ付留學生
(又ハ貸費生)ニ御採用被成下度別紙履歷書
並ニ事由書等相添へ保證人連署ヲ以テ此段
上願仕リ候也

年 月 日

右本人

縣郡村 寺住職何某徒弟 何 某 印

縣郡村 寺住職 何 某 印

右師僧保證人 何 某 印

諸願届書式

縣郡村 番地 何 某 印
右保證人 何 某 印
縣郡村 番地 何 某 印
右保證人 何 某 印
古義真言宗總務所 殿

備考

- 一、學資金見積書ハ左ノ三項ヲ認ムヘシ
- イ、學資豫算(授業料、書籍、文具費、食費、雜費)
- ロ、豫算學資ノ出途
- ハ、貸費希望ノ月額
- 一、履歷書(保証人ノ連署ヲ要ス)一通添付ノ事
- 一、事由書ニハ學資窮乏トカ不足トカノ抽象的テナク實
際ノ現状ト事由等ヲ明細ニ記入セラルヘシ
- 一、健康診斷書添附ノ事
- 一、學校成績表添附ノ事
- 一、契約書及借用證書用紙ハ宗務所へ請求セラルヘシ

三錢收
入印紙

◇ 契約書

私儀本宗留學生ニ御採用被下候ニ就テハ留學生規程ニ基キ留學生トシテノ義務ヲ堅ク相守リ可申依テ後日ノ爲メ契約書差入候也

本籍

保証人連帶責任者 何 某 印

古義真言宗務所

總務

殿

△ 借用證書

税法ニ依
ル印紙貼
付ノコト

一金

但シ 年 月 ヲリ向 年間毎月 圓宛

借用ノコト

一、償還方法

貸費生規程第二十九條ヲ確守スルコト
一、特 約

貸費生規程第三十二條並ニ第三十七條ヲ確守スルコト

前記金額借用致シ候處確實也就テハ前記約定ヲ嚴守シ連帶責任ヲ以テ債務履行致シ貴殿へ對シ毫モ損害相懸ケ不申候仍而爲後日連署ノ上本證書一札差入置キ候也

年 月 日

本籍 府 郡 市 町 大字 番地

現住所 府 郡 市 町 大字 番地

債務者 何 某 印

府 郡 市 町 大字 寺住職

連帶債務者 師僧 何 某 印

補ニ補任相成度本人歴書并ニ禮録相添へ

此段具狀候也

追テ教師相當色衣被着ノ義同時ニ御允許被成下度禮録相添へ具狀仕候也

年 月 日

何支所長 姓 名 印

古義真言宗管長

大僧正 何某殿

△ 履 歷 書

肩 書 (全 上)

一、出生 何年何月何日

一、現籍 府 郡 市 町 大字 何番地 華士 戶主

何某何男

一、得度 府 郡 市 町 何寺 道場ニ於テ戒師

何師ニツキ剃髮

古義真言宗々務所
總務

殿

本籍 府 郡 市 町 大字 番地

現住所 府 郡 市 町 大字 番地

連帶債務者 何 某 印

本籍 府 郡 市 町 大字 番地

現住所 府 郡 市 町 大字 番地

連帶債務者 何 某 印

古義真言宗々務所

◇ 僧階補任具狀

何支所下

府 郡 市 町 何寺 住職 何某徒弟

姓 名

右者(高野山中學、補助學校、何年度特別教師試験)終了(卒業合格)致候條教師試

諸願届書式

- 一、度牒 何年何月何日拜命
- 一、改名 何年何月何日何市町村長認可
- 一、加行 何縣何郡何町何寺道場ニ於テ阿闍梨何師ニツキ
何年何月何日開白
何年何月何日結願
- 一、灌頂 何縣何市何町何寺院道場ニ於テ阿闍梨何師ニツキ修了
- 一、學業 何年何月何日何學校卒業(修了)
- 一、賞罰 有無ヲ詳細ニ記載ス
以 上

右之通り相違無之候也

右本人 姓 名 名 印 印
右師僧 姓 名 名 印 印

備考
一、僧階補任ハ本人又ハ師僧ヨリ支所長ニ申請シ支所長ハ

管長宛具狀ス支所所屬以外ノ者ハ當該本山ニ申請シ總大本山住職之レヲ具狀ス
但シ高野山大中學卒業者及修了者ハ當該學長ヨリ具狀スルモノトス
一、本宗認定補助教育學校卒業者及京都專門學校東寺中學卒業者並ニ修了者ハ當該學長ノ證明書ヲ相添ヘ所轄支所本山ヨリ具狀スルモノトス
一、宗立學校卒業者並ニ修了者ハ手数料壹圓ヲ要ス但シ認定補助教育學校卒業者ハ不要

◆ 僧階昇補具狀

何支所下

何縣何市何町何寺院住職又ハ徒弟
僧階 何々(朱書) 僧階 姓 名 名
右者何々(昇補ノ理由)ニ付朱書ノ級ハ昇補被成下度本人履歷并ニ禮錄相添ヘ此段具狀候也

年 月 日

何支所長 姓

名 印

古義真言宗管長

大僧正 何某殿

備考

- 一、履歷書ヲ添付ス
出生、原籍、現級、住職、學業、現級拜命以後ノ事績、賞罰
- 一、具狀ノ手續ハ教師試補具狀ノ場合ト同シ
- 一、權少僧正昇補具狀ノ場合ニハ色衣(紫色)被着ノ儀同時ニ允許ノ旨本願ニ追記シ禮錄ヲ添付スヘシ
- 一、中僧都ノ補任ヲ出願セントスル者ハ金剛峯寺座主ノ參籠ヲ得タル上出願スヘシ

◆ 信教使(願教使)(行教使)任命具狀

何教務支廳下

何縣何市何町何寺院(何支部)何某住職(支部長) 徒弟

諸願届書式

姓

名

右者教會教使取扱細則第八條ニ該當セル者ニ付信教使(願教使)(行教使)御任命被成下度別紙本人履歷書誓約書并ニ禮錄金相添ヘ此段具狀仕候也

年 月 日

右師僧 何

某 印

高野山大師教會本部總裁

大僧正 何 某 殿

△ 誓 約 書

拙僧儀信教使(願教使)(行教使)御任命ヲ蒙リ候上ハ宗憲宗規並ニ教會ノ諸規定ヲ遵守スルハ勿論特ニ教會擴張ニ從事シ教義宣布ノ責任ヲ相果シ可申萬一違背有之候節ハ直ニ罷免相成候共決シテ異議申間敷依テ誓

約證差入置候也

年 月 日

右本人 何 某 ①

保證人(師僧)何 某 ①

高野山大師教會本部總裁

大僧正 何 某 殿

△履 歷 書

肩 書 (全 上)

一、出生 一、原籍 一、現住地 一、從

來ノ職業 一、得度 一、度牒 一、改名

一、加行(禮拜、十八道等) 一、授戒

一、灌頂(受明又ハ結縁) 一、學業

一、賞 一、罰(禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナシ)
(家資分散ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ)

右之通相違無之候也

年 月 日

右本人 姓 名 ①

右師僧 姓 名 ①

備考

一、具狀ニハ教務支廳取締ノ奥書副伸スヘシ

一、履歷書ノ書方ハ僧階補任具狀ノ文例ニ準ス

◇ 教師試補補任具狀(教會教使ノ分)

何教務支廳下

何府市町村何寺何縣何郡何村何院(何支所)何某住職(何

支部長)徒弟

姓 名

右者教會教使取扱細則第八條ニ依リ規定ノ
教習ヲ經テ教師試補補任被成下度別紙本人
履歷書誓約書並ニ禮錄金相添此段具狀仕候
也

年 月 日

右師僧 何 某 ①

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

△誓 約 證

拙僧儀教師試補補任相成候上ハ宗憲宗規並

ニ教會諸規定ヲ遵守スルハ勿論毎年本部ニ

對スル義務ハ必ス相果シ可申萬一違背候節

ハ直チニ教師罷免被仰付候共決シテ異議申

間敷候依テ後日ノ爲誓約證差入置候也

年 月 日

右本人 何 某 ①

右保證人(僧師)何 某 ①

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

一、具狀ニハ教務支廳取締ノ奥書進達ヲ要ス

諸願 届 書 式

一、履歷書ヲ添付スヘシ
書式ハ信教使任命具狀ニ添付スル履歷書ニ準シ信、願、
行各教使任命ノ年月日ヲモ記載ス

◇ 宗祖御廟前參籠願

何支所下

何府市町何縣何郡何村

古義真言宗又何寺住職(又ハ徒弟)

僧階 姓 名

拙僧儀宗祖御廟前參籠仕度候ニ付キ宜ク御
指揮被成下度履歷書及拜具料相添へ此段上
願候也

年 月 日

右本人 姓 名 ①

總本山金剛峯寺座主

大僧正 何 某 殿

備考

- 一、履歷書一通添付スルコト
- 一、未教師ノモノハ師僧ノ連署ヲ要ス

◆ 學階(教階)昇階申請

何支所下

何府何市何町何寺何院住職(又ハ徒弟)

學階(教階) 姓 名

右者何々(學階教階ノ補任、昇階ノ理由)ニ付キ學階銓衡會(布教評議會)ノ銓衡ヲ經テ昇階被成下度此段申請候也

何支所長(又ハ總大本山住職)

姓 名 (印)

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

二六

- 一、學階ノトキハ研究論文又ハ之レニ代ルヘキ材料ヲ添付ノ事
- 一、履歷書ヲ添付スルコト

◆ 托鉢免許證授與願

何支所下

何府何市何町何寺何院住職(又ハ徒弟)

何縣何郡何區何村何番地族籍

姓 名

生 年 月 日

受戒 何年何月何日何縣何郡何町何寺何院何和尚

ニ求寂戒又ハ具足戒

教師 何年何月何日現級何々

右ノ通り受戒并ニ教師拜命事實相違無之且ツ内務省御達ノ趣旨ハ勿論本宗ノ條規ハ屹度確守可仕候條免許證御下附被下度禮錄相

添へ此段上願候也

年 月 日

右本人 姓 名 (印)

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

- 一、未住職教師ハ師僧連署シ出願スヘシ
- 一、托鉢免許ヲ得タルモノハ左記法令ヲ遵守スヘシ

(明治十四年八月十五日内務省達戌第二號抄)

(イ)托鉢ヲ行フハ午前第七時ヨリ同第十一時迄ヲ限リトス但遠路往返ノ爲メ時間ヲ遷延スルハ非此限

(ロ)托鉢者ハ如法ノ行裝ニテ免許證ヲ携帯シ行乞スルヲ常トス施者ノ請フアルニアラサレハ人家ニ接近シ濫リニ歩ヲ駐ムヘカラス且施物ハ施者ノ意ニ任セ敢テ餘物ヲ乞テ許サス

(ハ)托鉢者ハ一列三人以上十人以下タルヘシ且公衆來往ノ便ヲ妨グヘカラス

(ニ)免許證ハ何時タリトモ警察官等ノ檢閲ニ供スヘキモノ

諸願届書式

トス

- 一、禮錄ハ住職五圓非住職ハ半額トス

◆ 身分證明下附願

何支所下

何府何市何町何寺何院住職(又ハ徒弟)

姓 名

右別紙履歷書事實相違ナキコト御證明被成下度手数料相添へ此段上願候也

年 月 日

右本人 姓 名 (印)

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

- 一、住職、教師身分證明下附ハ之ニ準ス
- 一、手数料壹圓添付ス

二七

◇ 死亡 届

何支所下

何府何市何町何村何寺院住職(又ハ徒弟)

姓 名

右何年何月何日死亡候條此段御届仕候也

年 月 日

右寺法類總代(現住職)

姓 名 印

古義真言宗々務所御中

備考

一、住職死亡ノ場合ハ法類總代又ハ法類ノ一判ニテ一週
間以内ニ届出スヘシ

一、前住職又ハ徒弟死亡ノ場合ハ其寺現住職ヨリ届出ス
ヘシ

一、宗務支所ヨリ届出ラルモ妨ケナシ

住 職

◇ 住職晋住願(兼務住職又ハ副住職)

何支所下

何府何市何町何村何大字

等級 何 寺院

辭職人 姓 名

何府何市何町何村何寺院住職(徒弟)

晋住人 僧階 姓 名

右寺儀住職(轉住、死亡等ノ辞任ノ理由)ニ
付前記ノ通り關係人協議相調ヒ候條御任免
被成下度本人履歷并ニ誓約證相添ヘ此段上
願候也

年 月 日

右寺住職(兼務住職)

姓 名 印

△ 誓 約 書

拙僧儀何寺院住職(又ハ兼務住職)御任命ヲ
蒙リ候上ハ宗憲宗規ヲ確守スルハ勿論特ニ
宗家ニ對スル義務ハ必ス相果シ申スヘク萬
一違背有之候節ハ直ニ住職罷免被仰付候共
決シテ異議申間敷依テ誓約書差入候也

年 月 日

右 本 姓 名 印

右師僧(又ハ法類) 名 印

保證人 姓 名 印

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

一、晋住人履歷書添付スヘシ

一、住職願ニハ其寺關係人及本寺ノ連署又ハ副申ラ要ス

一、晋住人徒弟ナルトキ又ハ他派ヨリ晋住ノトキハ印鑑

右寺檀徒(信徒)總代

姓 名 印

姓 名 印

姓 名 印

右寺法類(末寺)總代

何寺院住職 姓 名 印

同 上 姓 名 印

同 上 姓 名 印

右寺本寺 姓 名 印

何寺院住職 姓 名 印

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿 姓 名 印

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

請願届書式

届ヲ要ス

- 一、住職死亡ノ場合ハ死亡届ノ提出ヲ要ス
- 一、無住寺院ニアリテ關係人新舊不突合ノ場合ハ檀信徒總代ハ町村長ノ證明書ヲ添付シ法類總代缺員ノトキハ法類全部調印ノコト

一、寺院住職轉任又ハ辭任ノ場合ハ其寺後任者推舉シテ出願スヘシモシハ兼務寺アルモノハ同時ニ其寺後任處分シ出願スヘシ
但シ特別ノ事情アルモノニ限り後任選定ニ至ラサルモ辭職願提出ノトキハ轉任又ハ辭職ヲ聽許スルコトアルヘシ

◇ 住職 辭職 願

何支所下

何_府何_市何_町何_縣何_郡何_村

等級

何 寺 院

右寺拙僧住職(兼務住職)罷在候處何々ノ事

由ニ付住職(兼務住職)御罷免被成下度後任住職ハ三ヶ月間内ニ必ス申請可致關係人連署ヲ以テ此段上願候也

年 月 日

右寺住職檀信徒總代法類總代本寺連署
古義眞言宗管長

大僧正 何 某 殿

◇ 住職選定延期申請

何支所下

何_府何_市何_町何_縣何_郡何_村

何

寺 院

右寺住職死亡(缺員)ニ付三ヶ月以内ニ後任者推舉申請可致ノ處何々(延期ノ理由)ノ爲メ何月迄延期許可被成下度此段關係者連署シ上願候也

年 月 日

右寺法類總代、檀信徒總代、本寺連署

古義眞言宗管長

大僧正 何 某 殿

◇ 住職特任願(兼務住職、臨時兼務住職)

何支所下

何_府何_市何_町何_縣何_郡何_村

等級

何 寺 院

何_府何_市何_町何_縣何_郡何_村住職

晉住人

僧階 姓

名 ①

右寺住職缺員ニ付キ何々ノ理由ニ依リ前記ノ者特任(正住、兼務、臨時兼務)被成下度此段上願候也

(臨時兼務住職ハ期間ヲ明記スルコト)

年 月 日

諸願届書式

連署人ハ現任ノ法類總代(法類總代

ナキトキハ法類)檀信徒總代本寺トス

古義眞言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

一、晉住人ノ履歷書添付スヘシ

一、誓約書ヲ添付スヘシ(住職晉住願ノ誓約書ニ準ス)

一、臨時兼務住職ノ場合ハ其誓約書ニ期間内ニ必ス後任住職ヲ決定スヘキコトヲ誓約スルコト

◇ 住職 裁定 願

何支所下

何_府何_市何_町何_縣何_郡何_村

何

寺 院

右寺住職撰定ニ際シ關係者ノ協議調ハス候間雙方ノ意見書相添へ御裁定被成下度此段上願候也

年 月 日

關係者連署

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

一、申請ハ双方又ハ一方ヨリ雙方ノ主張意見并ニ事由ヲ知ルニ足ル詳細ナル參考書類ヲ添付シ同時ニ支所長ノ意見書ヲ添付スルモノトス

後任候補者登録願

何支所下

何 縣何 市何 町何 村 何等級 何寺院

後任候補者何 縣何 市何 町何 村何 寺何 住職(又ハ徒弟)

僧階 何 某

右今般關係人協議ノ上後任候補者ト決定仕

三三

候間登録相成度此段上願仕候也

年 月 日

右寺住職 何

右後任候補者 何

右寺法類總代 何

右寺本寺 何

右寺檀信徒總代 何

管長 宛

某某某 某某某
印印印 印印印

備考

一、被登録者ノ履歷書添付スヘシ

一、候補者徒弟ナルトキハ師僧連署スヘシ

一、候補者他支所下ノ人体ナルトキハ其ノ所屬支所長ノ承認書ヲ添付スルヲ要ス

一、他派ノモノヲ候補者ニ登録スル場合ハ詳細ナル履歷書ヲ添付スヘシ

臨時事務取扱者任命願

何支所下

何 縣何 市何 町何 村

等級何等 何寺院

何 縣何 市何 町何 寺何 住職(徒弟)

臨時事務取扱者 姓 名

右寺住職何某何年何月何日制規ニ依リ停權ニ處セラレ候間右者臨時事務取扱者ニ任命被成下度關係者連署ヲ以テ上願候也

年 月 日

右寺法類總代

何寺院住職 姓 名 印

同 上 姓 名 印

右寺檀徒(信徒)總代

諸願届書式

三三

右寺本寺

何 縣何 市何 町何 寺何 住職 姓 名 印

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

一、事務取扱者ハ教師タルヲ要ス

一、履歷書添付スヘシ

法流稟承願

何支所下

何 縣何 市何 町何 寺何 末何 院何 住職 姓 名

姓 名

右者何年何月何日住職任命ヲ蒙リ候間法流
稟承致度拜具料相添此段上願候也

年 月 日
右本人 姓 名 ①

總大本山座主(門跡)

大僧正 何 某 殿

備考

總大本山直末寺院ニ住職シタルモノハ一ヶ年以内ニ法
流ヲ繼紹スヘシ

◇ 寺務引繼届

何支所下

何府何市何町
何縣何郡何村

何 寺 院

右ハ宗規寺有財産管理規則第七條ニ依リ當
寺寺有財産帳ト現在ノ寺有財産各種目物件
ヲ照會シ(又ハ別紙ノ通り増減有之候間)該

寺有財産帳ニ引繼ノ證印シ且當寺ノ寺務一
切無事引繼了シ候ニ付引繼目錄書相添ヘ
此段御届申上候

年 月 日

右寺住職 姓 名 ①

右寺前住職 姓 名 ①

立會人(法、檀、信)總代 姓 名 ①

備考

一、寺有財産ニ増減アル場合ハ其ノ事由ヲ添付ス

一、後任住職未定ノ場合ハ法類總代者ハ檀信徒總代ニ於

テ引繼ヲナシ増減アルトキハ其旨宗務所ニ届出テ無キ

トキハ後任者ニ引繼ノ上届出スルモノトス

◇ 印鑑届

印鑑	何府何市何町何村何寺院	住職(徒弟)	姓 名 ①
捺印	何縣何郡何村	番地	年 月 日 生

(町村長ノ證明セル印鑑用紙添付ス)
右拙者印鑑ニ有之候間此段及御届候也

年 月 日

何支所下

何府何市何町何村何寺院

姓

名 ①

古義真言宗々務所御中

備考

一、徒弟或ハ他派ノ僧侶ニシテ古義真言宗寺院ニ始メテ
住職セントスルモノハ住職願書ト共ニ必ス印鑑届出ヲ
要ス

諸願届書式

寺院關係人

◇ 法類届

何支所下

何府何市何町
何縣何郡何村

何 寺 院

右法類

何府何市何町何村何寺住職 姓 名

同 何縣何郡何村何寺住職 姓 名

上 姓 名

但シ町村長ノ證明ヲ經テ宗務支所經由提出スルモノト
ス

一、未定年ニシテ町村長ノ證明ヲ得ラレサルモノハ宗務

支所長ノ証明ヲ得テ提出スヘシ

一、印章ヲ紛失毀損又ハ其他ノ事故ニヨリ改印シタル場

合ハ本届書ニ準シ改印届出スヘシ

一、印鑑用紙宗務所ヨリ交付スルコトアルヘシ

同 上 姓 名
右拙寺法類ト相定候條此段御届申上候
年 月 日

右寺住職 姓 名 名
右寺法類 姓 名 名
同 姓 名 名
同 姓 名 名
同 姓 名 名

古義真言宗々務所御中

備考

- 一、現住職人體關係ノ法類ハ其旨明示スルコト
- 一、法類ノ追加ハ法類多數ノ賛同ヲ經住職、現任法類總代、追加法類連署ノ上届出スヘシ
- 一、法類削除ハ法類總代ノ決議ヲ經其事由ヲ具シ住職法類總代連署シ届出スヘシ
- 一、法類ノ加除ニ對シ異議アルモノハ宗務所ニ申請スルコトヲ得
- 一、宗務所ニ受理シタルトキハ其年月日ヲ支所ニ通告ス

◆ 法類總代(末寺總代)届

何支所下

何縣何市何町 何 寺 院

右法類總代

何縣何市何町何寺住職 姓 名

同 上 姓 名

右拙寺法類(末寺)總代滿期(又ハ辭職)ニ付
改選候處前記ノ者當選候條此段御届仕候也

年 月 日

右寺住職 姓 名 名
右當選者 姓 名 名
立會人代表者 姓 名 名
法 類 姓 名 名

備考

- 一、任期中改選シタル場合ハ現任法類總代連署スルコト
- 一、補缺當選者届出ノ場合ハ住職、現任總代、當選者、立會人代表者連署スルコト
- 一、宗務所ニ受理シタルトキハ其年月日ヲ支所ニ通告ス

◆ 檀徒(信徒)總代改選届

何支所下

何縣何市何町 何 寺 院

何縣何市何町

檀徒(信徒)總代 姓 名 名

同 上

同 姓 名 名

同 姓 名 名

同 姓 名 名

諸願届書式

右寺檀徒(信徒)總代滿期(又ハ辭職ナレハ理由ヲ記シ)ニ付改選候處前記ノ者當選仕何年何月何日付本町(村)長ニ届出受理相成候條此段御届候也

右 寺 住 職 姓 名 名

右新任檀徒(信徒)總代 姓 名 名

右寺舊檀徒(信徒)總代 姓 名 名

姓 名 名

姓 名 名

備考

- 一、當選者届書ハ先ツ町村役場へ差出シ受理セラレタル上當所ニ差出スヘシ
- 一、檀信徒總代人死亡其他缺員ヲ生シタルトキハ速ニ補缺選出スヘシ

一、總代人ニ關スル法令規定左記參照

(イ) 社寺總代人ノ儀氏子檀家中(氏子檀家ナキモノハ信徒)相應ノ財産ヲ有シ衆望ノ坂スルモノ三名以上相選シ(戶長役場)へ届出サセ今後該社寺ノ願届等ハ渾テ連署ヲ以可爲差出(中略)總代人ハ滿三年毎ニ改選市町村役場若ハ(戶長役場)へ届出シムヘシ

尤モ期限中ト雖トモ犯罪其他不良ノ所爲アルトキハ臨時改選セシムヘシ(明治十四年七月二十一日)

(ロ) (上略) 總代人選舉ノ届ニハ別段届出ノ式ヲ定メサルカ如クナレトモ該選舉届モ社寺ノ届ニ屬スルヲ以テ無論神官若クハ住職ト現任ノ總代人ト連署シ届出シム(下略)

(明治二十四年十二月十日) (内務省達乙第三十三號)

(明治三十八年十月二日) (宗教神社局通牒宗甲第二一號)

(ハ) (上略) 一旦當選ヲ届出タル總代人ハ其當選ヲ届出タル日ヨリ起算シ滿三年毎ニ改選セシムヘキハ勿論ナリト雖モ後任者ノ當選届出ヲ爲サ、ル間ハ其ノ三ヶ年ヲ經過セルノ故ヲ以テ當然總代人タル資格ヲ失ヒタルモノトナスヲ得ス

(明治三十八年十月二日) (宗教神社局通牒宗甲第二一號)

(ニ) (上略) 社寺總代人ハ其社寺ノ願届等ニ連署シ神官住職ト常ニ心ヲ協セ該社寺ノ永續保護ニ盡カスヘキハ勿論ナレトモ社寺ノ實務ハ神官住職ノ職任ナルニ依リ總代人ハ神官住職ニ干涉シ社寺ノ實務ヲ妨ケ社寺收入財産ヲ妄リニ他ニ使用スル等ノ所爲アラシムヘカラス

(明治二十四年十二月十一日) (内務省訓令第一〇六三號)

(ホ) (上略) 檀家總代ニ寺ノ收入財産ヲ管理セシムル儀不相成(下略) (明治三十五年十二月二日) (宗教局電報回答)

檀徒(信徒)削除認可願

何支所下

何府何市何町何番地族稱何寺檀徒 何某
右者當寺檀徒ニ有之候處何々ノ事由(詳細ニ記ス)ニ依リ宗規檀信徒取扱規則第五條ニ該當スル者ニ有之候ニ付檀徒タルコトヲ

拒絕致度候條御認可被成下度此段奉願候也

年	月	日			
			右寺住職	何	某 印
			法類總代	何	某 印
			檀徒(信徒)總代	何	某 印
			管長	宛	

備考

一、住職最善ノ説諭ヲ盡スモ應セス寺門教化ノ爲メ止ムヲ得サル場合ニ限リ提出スルコト
一、檀(信)徒總代ヲ拒絕スルトキハ他ノ殘レル總代ニ連署セシメ若シ全部ヲ除名スルトキハ先ツ總代改選ノ上本願書ヲ提出スルコト

賞罰

褒賞授與願

何支所下

何府何市何町何寺住職(又ハ徒弟、檀信徒)

諸願届書式

姓名

一、功績事實 詳細記載ノコト

一、證據 別紙寄附證寫若クハ調書又ハ何々

右ハ宗規褒賞規則第何條第何項ニ該當スルモノト相認メ候條御詮議ノ上相當褒賞被成下度此段具狀候也

年	月	日	何支所々長	姓	名
			古義真言宗管長	何	某 殿 印
			大僧正	何	某 殿

備考

一、僧侶ノ褒賞ハ支所長ヨリ具狀シ檀信徒ノ表彰ハ當該寺院住職ヨリ本書式ニ準シ出願スルモノトス
一、出願ノ際褒賞規則ヲ參照シ希望ノ種目ヲ舉ケ具狀ス
一、授與スヘキ物品ハ品目ニ依リ實費ヲ納付セシムルコトアルヘシ

但檀信徒表彰ニ關シ授與スヘキ物品ハ實費ヲ要ス
 一、親筆ハ軸物七圓額面五圓一葉ニツキ納付スルモノトス
 一、檀信徒表彰一件(十名以内)ニツキ手數料壹圓ヲ徵ス
 一、特選狀出願ノ際ハ左記各項ニ注意スヘシ
 一、特選狀ハ各種ノ功績ニツキ標準得点ヲ定メ總得点ヲ教
 師階級ニ應シテ採点スルモノナレハ左ノ功績アルモノ
 ハ列記スルコト
 イ、職員分限規程第一條第五條ノ役員就職年限
 ロ、社寺事業經營者並ニ從事者ノ就任年限
 ハ、叙位叙勳又ハ主務省、縣知事ヨリ表彰事項
 ニ、寺院教會ノ創立再興並ニ主要ナル建物ノ新築改築又
 ハ莊嚴具ノ新調
 ホ、寺院教會ニ登錄セシ基本財産
 ヘ、教育セシ徒弟ノ姓名並其修學校名
 ト、檀信徒ノ増加
 チ、大師教會員募集ト其成績
 リ、著術發刊其他顯著ナル事項
 一、寺院教會所ノ創立、移轉、新築、改築等ハ管長ノ添書
 下ノ年月日ヲ明示スルコト
 一、特選功績ノ起算ハ現級拜命以後ノ功績ニ依ルモノトス
 但シ現級カ特選昇補ニ非サルモノニ限り現級拜命後十
 ケ年未滿ノモノハ前後ニ亘リ十ヶ年間ノ功績ヲ採量ス
 ルコトヲ得

懲 誠 具 狀

何支所下

何府何市何町何村何寺院住職(又ハ徒弟) 姓 名

一、所犯事實 詳細明記スルコト

一、證 據 別紙調書又何々

右ハ宗規懲誠規則第何條第何項ニ該當スル
 モノト相認候條御詮議ノ上相當御處分相成
 度此段具狀候也

年 月 日 右支所長 姓 名 (印)

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考
 一、被處分者ノ關係者(法類總代、檀信徒總代、本寺)及
 支所長ノ意見書ヲ附スルコト

寺 院 教 會

◇ 寺 格 昇 格 願

何支所下

何府何市何町何々(寺格) 何 寺 院

右寺何々(寺院ノ由緒及一ヶ年間收入額)ニ
 依リ何等格院ニ昇格被成下度關係者連署シ
 禮錄相添此段上願候也

年 月 日 右寺住職、法類總代、
 檀信徒總代、本寺連署

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考
 準別格本山以上又ハ一ヶ年収入額カ寺格ニ不相應ナル
 モ特別ノ由緒アル寺院ハ宗會ノ協賛ヲ經タル後認可ス

諸 願 届 書 式

◇ 本 寺 離 加 未 許 可 願

何支所下

何府何市何町 何 寺 院

元本寺

何府何市何町 何 寺 院

新本寺

何府何市何町 何 寺 院

當寺儀今般雙方合議ノ結果前記ノ通り本寺
 離加未致度候間御許可被成下度關係者連署
 相願候也

追テ寺格ハ宗規寺格昇降規則第何條ニ依
 リ何寺格院ニ認定相成度併テ上願候

備考
 一、寺格標準以上ノ寺格昇格セントスルモノハ規定ノ禮

録ヲ添附スルモノトス

一、認可ノ上ハ地方長官ニ別紙書式ニヨリ關係者ヨリ届出
ヲナスヘシ

一、末寺ヲ有スル寺院本寺轉換スルトキハ其寺ノ本寺換テ
同時ニ提出スヘシ

◇ 離末本寺換届

何支所下

何府市郡何町大字
何縣何郡何村大字

古義真言宗

何寺院

當寺儀從來何府縣何市郡何町村何寺院ノ末
寺ニ有之候處都合有之離末致シ何府縣何市
郡何町村何寺院ニ本寺換仕リ雙方異議無之
何年何月何日本宗管長ノ認可經タルヲ以テ
關係者一同連署シ此段及御届候也

年 月 日

右寺住職 氏 名 印

右寺檀徒總代、法類總代連名 印

右寺新舊兩本寺 住 職 印

地方長官宛

◇ 新寺創立寺號公稱許可願(北海道ノ例)

北海道何支廳何市郡何町大字

古義真言宗 何 寺院

本道廳内何支廳何郡何村附近ハ近年移住民
増加シ隨テ宗教信仰ノ輩モ多數有之候然ル
ニ未タ當村及本郡内ニハ更ニ寺院無之爲メ
ニ住民ハ禮佛聞法スルコト能ハス且ツ弔祭
葬儀ニ際シテ頗ル不便ヲ感シ常ニ慨歎致居
候處幸ニ古義真言宗僧侶何某當地ニ來リ布
教スル機會ニ接シ何年何月當地何某發起卒

記手續可致候也

年 月 日

住所番地

寺院公稱發起並
豫約檀徒總代

氏 名 印

同 上 氏 名 印

同 上 氏 名 印

豫約住職 氏 名 印

同 某寺住職 氏 名 印

同 某寺住職 氏 名 印

北海道廳長官宛

諸願届書式

先本宗信徒一同協議ノ上本堂庫裡建設並ニ
維持ノ方法ヲ構シテ蓄積セシ金員既ニ何千
百圓ヲ得テ何年何月何村何某ノ所有ニ係ル
宅地何反何畝歩寄附契約ニ依リテ寺院敷地
ニ充テ何年何月工事ニ着手シ何年何月別紙
繪圖面ノ通間口何間奥行何間ノ本堂竣工シ
尙間口何間奥行何間ノ庫裡建設シ隨テ永續
維持ノ方法モ確立シ又佛像佛具一切器具等
ニ至ル迄悉ク完備セルヲ以テ何府縣市郡町
村大字何寺末寺トシ寺號ヲ何山何寺院ト公
稱仕度候間願意速ニ御許可被成下度仍テ明
細書維持方法書境内圖面及建設仕様書檀信
徒員數人名表並寄附契約書本宗管長ノ副仲
相添へ此段奉願候也

追テ本願御許可ノ上ハ何某ヲ以テ住職
ト相定メ度又地所建物ハ寺院名義ニ登

△ 明細帳

北海道何支應何市郡何町村大字

古義真言宗 何 寺院

- 一、本尊 何々御丈何尺何寸立坐像壹軀
- 一、弘法大師 同 壹軀
- 一、諸佛 同 何軀
- 一、由緒 同
- 一、境内敷地 何反畝步 民有地第何種
- 一、本堂 何造何葺間口何間何尺建坪數
- 一、庫裡 同 同
- 一、(其他ノ建物ヲ記載ス)
- 一、住職 (豫約) 氏 名
- 一、檀徒 (同) 何戸 人員 何人
- 一、信徒 (同) 何戸 同
- 一、本廳距離 何里何町

右之通相違無之候也

年 月 日 連署人ハ發起者總代豫約住職

△ 通常經費一ケ年收支豫算

- 一金何千何百何拾圓 收入總額
- 內譯
- 金何圓 永續資金利子
- 金何圓 檀信徒施入高
- 金何圓 雜收 入
- 一金何千何百何拾圓 支出總額
- 內譯
- 金何圓 本尊供養料
- 金何圓 堂宇修繕費
- 金何圓 住職生活費
- 收支差引金何圓 剩餘

右之通り相違無之候也

年 月 日 連署人 前記ノ通り

△ 寄附釀金使用仕譯

- 一金何千圓也 何年何月ヨリ何年何月迄檀徒及信徒有志寄附

內譯

金何圓 支出費目記載

同

右之通り相違無之候也

年 月 日 連署人 前記ノ通り

△ 未設建物建築監督契約書

御管下何支應何郡何村大字何古義真言宗何寺院公稱御許可ヲ蒙リタル上ハ拙者等該寺

諸願屆書式

本堂又ハ庫裡建築ニ付テハ監督ノ責任ヲ負ヒ滿何日間ニ建築落成可仕様取計可申依テ此段連署ヲ以テ誓約致置キ候

年 月 日 連署人 前記ノ通り

北海道廳長官宛

備考 右ノ契約書ハ未設建物アル場合ニ添付ス

△ 寄附證書

地番……………

一郡村宅地何反何畝步 持主 某

地價 金何圓也

右ハ今回何寺院公稱出願ニ付該寺敷地トシテ永遠寄附可仕尙寺院公稱御許可ノ上ハ同寺名義ニ改メ登記手續可致爲後日寄附證書一札如件

年 月 日

右寄附人

氏

名 印

何寺創立氏名殿

備考

此ノ例ニ倣ヒ檀信徒及有志者ヨリノ寄附ニ係ル地所、建物、什具器、金額ニ至ル迄悉ク寄附證書ヲ認メ添付スヘシ

尙此ノ外ニ基本財産トシテ地所及建物アラハ其價格見積證明書ヲ要ス

注意

前記ノ外ニ要スル書類ハ左ノ如シ

- 一、未設建物アルトキハ其設計仕様書
- 一、境内平面圖、建物圖面
- 一、檀徒(又ハ信徒)員數及人名表

◆ 寺院創立願(朝鮮)樺太臺灣之ニ準ス
 今般寺院ヲ創立致度候間御許可相成度別紙
 管長ノ承認書相添ヘ左記事項ヲ具シ此段申
 請候也

年 月 日

創立者

住所

氏

名 印

年 月 日 生

朝鮮總督爵氏名殿

記

- 一、創立ノ事由 (教會ヲ寺院トナス場合ハ其教會ノ創立當時ヨリノ由來ヲ記ス)
- 二、寺院ノ稱號 (總大本山何寺末何等格院何寺)

三、創立地名 (何道何府郡何面何洞(里)何番地)

四、本 堂 (大日如來、弘法大師)

五、所屬宗派 (古義真言宗)

六、建物及境内地ノ坪數 (本堂庫裡其他ノ建物毎ニ坪數ヲ記載シ尙境内地ニ付テハ其所有者ノ住所氏名ヲ記載ス)

七、境内地周圍ノ狀況 (附近ノ地勢、交通及家屋ノ概況ヲ記ス)

八、創立費及其ノ支辨法 (詳細ニ記ス)

九、維持ノ方法 (基本財産並ニ之レヨリ生スル收入、檀信徒ノ施入其他ノ收入額等ニ付詳細具体的ニ記ス)

十、檀信徒數 (戸主タル者ノミヲ記載ス)

諸願届書式

(備考)

本願書ニ添付スヘキ圖ハ本堂庫裡ニ在リテハ平面圖及縱斷面圖、其建物及境内地ニアリテハ平面圖

◆ 寺院移轉許可願

何府市町何郡何村何大字

古義真言宗

何

寺

院

右寺儀從來少檀無祿ニシテ將來維持ノ見込相立タス然ルニ今回雙方合議ノ上何府縣何市郡何町村大字何番地ヘ右寺ヲ移轉シ永遠存立仕度尤モ從來ノ境内地建物佛像等ハ別紙ノ通り處分シ又御許可相成候上ハ其境内タルヘキ敷地及堂宇ニ充ツヘキ建物等舉ケテ寄附可致隨テ維持興隆ノ法相立可申候條移轉御許可被成下度必要書類相添此段願上候也

年 月 日

右 寺 住 職 氏 名 印

右 寺 法 類 總 代 各 氏 名 印

右 寺 檀 徒 (信 徒) 總 代 各 氏 名 印

右 寺 本 寺 住 職 氏 名 印

住 所 番 地

移 轉 發 起 者 各 氏 名 印

同 上

移 轉 地 豫 定 檀 信 徒 總 代 各 氏 名 印

地 方 長 官 宛

△ 什物處分方法書

何府縣何市郡何町村大字

古義真言宗 何 寺 院

一、本 尊 六日如來 御丈何尺

立坐像 壹軀

一、弘法大師 同 同 何册

一、過去帳 同 同

右何点ハ移轉地へ送附シ永遠本尊ヲ奉祀可致候但シ移轉費ハ關係者ニ於テ支辨候也

一、境内地反別 官(民)有地

(民有地ノトキハ何番地價ヲ記入スヘシ)

右境内地ハ移轉地遠隔ニシテ保護上困難ニ候間緣故寺院何府縣市郡町村大字何某寺院へ寄附可致候也

備考 官有地ノトキハ拂下ノ手續ヲ了シタル上ハ寄附

スルコトヲ記載スヘシ

一、境内地、建物、什器等其處分方法ヲ

前記ノ如ク記載スルコト

前記ノ通り處分可致候也

年 月 日

連署人ハ住職、法類總代、檀信徒總代

△ 寄附契約書

一、移轉先境内地

地 番

一宅地何畝步 持 主 某

地價金何圓也

一、建 物

一本堂 何造何葺葺行何間 梁間何間建坪數持主某

一庫裡 同 同 同

一其他建物 同 同 同

一佛具什器 (明細ニ列記ス) 同

一金何百圓 維持資金 同

一境外地 維持資財 同

右ハ何寺移轉御允可ノ上ハ同寺永續資トシテ前記土地建物其他列記セル物件其持主ヨリ寄附可致尤モ土地臺帳ニ拘ハル者ハ所有

諸願用書式

權移轉ノ登記手續ヲ可致候也

年 月 日

住 所 番 地

地 所 寄 附 者 氏 名 印

同

建 物 同 上 氏 名 印

(其他寄附者連署ノ事)

何寺住職

何 某 殿

△ 移轉後一ケ年間歳入歳出豫算書

一金何百何拾圓也 歳 入 總 額

内 譯

金何圓也 永續資金利子

金何圓也 廻向料並供養料

金何圓也 布 施

金何圓也 賽 物
 金何圓也 雜 收 入
 一金何百何十圓也 歲出總額

內譯

金何圓也 本尊供養法要料
 金何圓也 寺內生活費
 金何圓也 諸 課 稅
 金何圓也 營 繕 費
 金何圓也 雜 費
 收支差引金何圓也 剩 餘
 右剩餘金ハ積立維持基金ニ繰入レ前記ノ通
 相違無之候也

連署人住職移轉發起者

備考ノ一 右書類ノ外ニ左記書類添付スヘシ
 一、移轉後ノ明細帳(移轉濟トナリタル曉ニ寺院ニ附屬

スル境内地、本堂庫裡其他ノ建物、本尊諸佛、信徒(檀徒)數、管轄廳マテノ距離、由緒等ヲ記入スヘシ
 一、建物ノ位置ヲ示シタル移轉境内並周圍ノ狀況ヲ見ルニ足ルヘキ見取圖面
 一、現在明細帳

備考ノ二 寺院移轉ニハ左記事項ヲ具備スヘシ
 (大正元年十一月十六日宗教局通牒宗第四〇一號抄)
 一、移轉先方一里若ハ其大字内ニ同宗派寺院ノ存在セサルコト
 二、境内ニ充ツル土地ハ寺院所有地トナスヘキモノニシテ三百坪以上
 三、本堂庫裡ヲ具備シ其建坪三十坪以上但一棟ニシテ本堂庫裡ヲ兼用スルモノハ其建坪五十坪以上
 四、檀徒百戸若ハ信徒五百名(戸主)以上
 五、相當基本財産ヲ備ヘ維持確實ト認ムヘキモノ
 六、第一號乃至第四號ニ就キテハ土地ノ狀況ニ依リ不得止モノハ多少ノ斟酌ヲ加フルコトヲ得

◆ 寺院移轉濟届

何府何市何町何大字

古義眞言宗 何 寺院

當寺何年何月何日指令第何號ヲ以テ何府縣何市郡何町村ヨリ當地ヘ移轉ノ儀御許可相成候處今般移轉濟ニ相成候ニ付別紙明細帳相添此段及御届候也

年 月 日

連署人 住職 法類總代 檀信徒總代
 府縣知事宛

◆ 寺院合併願

何府何市何町何大字

古義眞言宗 何 寺院

諸願届書式

當寺ハ到底維持ノ見込無之ニ付何府縣何市郡何町村大字本宗何寺院ヘ合併致度候條御許可被成下度財産ハ別紙ノ通處理致度候條併テ御許可相成度此段管長副申ヲ相添此段願上候也

年 月 日

連署人 兩寺ノ住職 法類總代
 檀信徒總代 本 寺

府縣知事宛

(備考)ノ一 本願書ノ外ニ左ノ書類ヲ添付ス
 一、兩寺ノ現明細帳
 一、合併後ノ明細帳
 一、合併寺院ノ境内地其他財産處分方法

(備考)ノ二
 一、文明十八年以前ノ建物ヲ有スル寺院、特別保護建造物又ハ國寶ヲ有スル寺院ハ内務省照合ノ上ニアラサレハ許可セラレス

一、末寺ヲ有スル寺院ヲ合併スルトキハ其末寺ハ其所屬スヘキ本寺ヲ撰定シ離加末承認願ヲ提出スヘシ
 一、合併ハ本宗ニ於テハ輒ク許サス移轉手續ヲ爲スモ
 ノトス

◇ 寺號改稱願

何府何市何町何村
 何縣何郡何村
 古義真言宗 何 寺院
 何々寺院(朱書ノコト)

當寺ハ何年移轉創立以來凡テノ施設經營ヲ爲シ地方ニ於ケル大師信仰ノ中心道場トナリ何年何月何日附本宗管長ノ認可ヲ得總大本山何寺何々別院ト公稱スルコトニ相成候間自今朱書ノ通り改稱致度御許可被成下度關係者連署上願候也

年 月 日

地方長官宛

備考
 一、管長ノ認可書寫、別院規程ヲ添付スルコト
 一、從來坊、其他寺院トシテ不相應ノ寺名並ニ寺號誤謬ナルモノハ之レニ準スルモノトス

◇ 佛堂所屬認可願

何府何市何町何村何大字番地
 何縣何郡何村何大字番地
 何 堂

右ハ古來ヨリ古義真言宗何寺院境外佛堂ニ之有候然ルニ何年地租改正ノ際誤テ獨立佛堂トシテ届出ラレ今日ニ及ヒ候處今回關係人協議ノ上從來ノ緣故ニ基キ何寺院所屬トシ境外佛堂トシテ維持經營致シ度御認可相成度關係書類相添へ此段上願候也

年 月 日

右佛堂受持

何寺院住職 氏 名 (印)
 右信徒總代 連 名 (印)

何府縣何市郡何町何村何寺院住職 氏 名 (印)
 右檀徒總代 連 名 (印)
 右法類總代 連 名 (印)
 右本寺住職 氏 名 (印)

地方長官宛

備考 佛堂明細書並見取圖添付ノコト

◇ 境外佛堂合併願

何府何市何町何村何大字
 何縣何郡何村何大字
 古義真言宗何寺院所屬 何 堂
 當佛堂ハ維持ノ方法困難ニ有之何郡何村大

諸願届書式

地方長官宛

備考
 一、管長ノ認可書寫、別院規程ヲ添付スルコト
 一、從來坊、其他寺院トシテ不相應ノ寺名並ニ寺號誤謬ナルモノハ之レニ準スルモノトス

◇ 佛堂所屬認可願

何府何市何町何村何大字番地
 何縣何郡何村何大字番地
 何 堂

右ハ古來ヨリ古義真言宗何寺院境外佛堂ニ之有候然ルニ何年地租改正ノ際誤テ獨立佛堂トシテ届出ラレ今日ニ及ヒ候處今回關係人協議ノ上從來ノ緣故ニ基キ何寺院所屬トシ境外佛堂トシテ維持經營致シ度御認可相成度關係書類相添へ此段上願候也

年 月 日

右佛堂受持

何寺院住職 何 某 (印)
 右信徒總代 各 名 (印)

何府縣何市郡何町何村何寺院住職 何 某 (印)
 右檀徒總代 連 名 (印)
 右法類總代 連 名 (印)
 右本寺住職 氏 名 (印)

地方長官宛

備考 寺院合併願参照

◇ 境外佛堂移轉願

何府何市何町何村何大字
 何縣何郡何村何大字
 古義真言宗何寺院所屬 何 堂
 當佛堂境内地何々鐵道ノ線路敷地ニ該當致シ候ニ付何郡何村何寺院境内地ニ移轉致度

五三

候間御許可被成下度別紙相添此段奉願候也

年 月 日

右何々堂受持

何寺住職 氏 名 (印)

右信徒總代 各 名 (印)

移轉先寺院住職 氏 名 (印)

地方長官宛

備考

一、鐵道關係者買入證明書ヲ添付スヘシ
一、寺院移轉願参照

◇ 堂宇新築許可願

何府市何町何村大字

古義真言宗 何 寺院

新築堂宇 何造何葺 開口何間 奥行何間 建坪何坪

右ハ當寺堂宇無之法要布教等ニ支障ヲ感候故今回檀信徒一同協議ヲ遂ケ別紙圖面朱引ノ個處ニ前記ノ堂宇新築致度候間御許可相成度關係者連署シ管長ノ副申及設計豫算書圖面相添へ此段奉願候也
追テ工事ハ御許可ノ日ヨリ滿何ヶ月間ニ竣工可致候也

年 月 日

右寺住職 氏 名 (印)

右寺檀信徒總代 氏 名 (印)

右寺法類總代 氏 名 (印)

右寺本寺住職 氏 名 (印)

地方長官宛

△ 設計收支豫算書

一金 何圓也 新築經費豫算額

內譯 住職某出金額

一金何圓也 檀徒寄附金額

一金何圓也 信徒寄附金額

一金何圓也 積立金額

一金何圓也 支出豫算額

內譯 材木一式見積額

一金何圓也 大工手間見積額

一金何圓也 其他種目記載

一金何圓也 豫備金額

以上

右之通り相違無之支辨仕リ萬一支出超過ノ

諸願届書式

場合ハ住職及檀信徒ニ於テ補充方法ヲ構シ寺院トシテ負債ヲ生スル如キ事致間敷候也
年 月 日

連署人 住職 法類總代 檀信徒總代

備考 本願書ノ外ニ建物圖面及境内見取圖面添付ノコト
新築ノ理由ハ假設ナレハ實際ニ當リ理由ヲ記載スヘシ (已下準知)

◇ 堂宇改築許可願

何府市何町何村大字

古義真言宗 何 寺院

從來堂宇 何造何葺 開口何間 奥行何間 建坪何坪

改築堂宇 同上 同上 同上

右ハ當寺從來ノ堂宇材質腐蝕シ修繕ノ見込無之ノミナラス法要教會等ニ狹隘ヲ感シ候

條從來ノ堂宇ヲ取崩シ前記ノ通り改築仕度
檀信徒一同協議決定致候間願意速ニ御許可
相成度關係者連署シ本宗管長ノ副申及設計
豫算書並圖面相添へ此段相願候也

追テ工事ハ御許可ノ日ヨリ滿何日間ニ
成効致候也
年 月 日

右寺住職 氏 名 印

右法類總代 氏 名 印

右檀信徒總代 氏 名 印

連 名 印

右寺本寺何寺住職 氏 名 印

地方長官宛

備考 本願書ノ外ニ改築豫算書、建物圖面前記新繕願ノ通
リ添付スルコト

◇ 堂宇再建許可願

何府市町何郡村大字

古義真言宗 何 寺 院

再建堂宇 何造何葺 問口何間 奥行何間建坪何坪

右ハ當寺堂宇何年何月何日燒失(又ハ倒潰)
致候間今般檀信徒一同協議致前記ノ通り再
建仕度候條願意速ニ御許可相成度關係人連
署シ本宗管長ノ副簡及設計豫算書圖面相添
へ此段相願候也

追書同上

年 月 日

連署人前記ノ通り

地方長官宛

備考 建物圖面一葉並設計書添付ノコト

◇ 堂宇取毀許可願

何府市町何郡村大字

古義真言宗 何 寺 院

取毀堂宇 何造何葺 桁行何間 梁行何間何坪數

右ハ當寺堂宇建設後數十年ノ星霜ヲ經過シ
傾斜甚シク危險ニ有之候條改築ヲ企圖候迄
一時取毀度候間願意速ニ御許可相成度關係
者一同連署シ本宗管長ノ副申及圖面相添へ
此段上願候也

年 月 日

連署人前記ノ通り

地方長官宛

諸願届書式

備考 建物圖面一葉添付ノコト

◇ 堂宇位置變更許可願

何府市町何郡村大字

古義真言宗 何 寺 院

移轉堂宇 何造何葺 間口何間 奥行何間何坪數

右ハ當寺堂宇從來ノ個處ニ有之候テハ火災
等ノ憂モ有之仍テ別紙添附ノ圖面朱引ノ處
へ位置變更仕度尤モ寺院ノ風致ヲ損害致サ
ス候間願意速ニ御許可相成度關係者一同連
署シ本宗管長ノ副簡及設計豫算書並ニ圖面
相添へ此段相願候也

年 月 日

連署人前記ノ通り

地方長官宛

備考 本願書ノ外ニ設計書、圖面ヲ添付スヘシ

◇ 堂宇増築許可願

何府何市何町何大字

何縣何郡何村

何 寺 院

現在堂宇 何造何葺

間口何間 奥行何間 何坪數

増 築

何 坪

右ハ當寺堂宇現在ノ建坪ニテハ法要教會等ニ頗ル狹隘ヲ感シ候間今般檀信徒一同協議ノ結果前記ノ通り増築致度候條願意速ニ御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副簡及設計豫算並ニ圖面相添ヘ此段上願候也
追テ工事ハ御許可ノ日ヨリ滿何月間ニ成功致可候也

年 月 日

連署人前記ノ通り

地方長官宛

備考 設計書並ニ圖面ヲ添付スルコト但シ圖面中増築ノ個處ハ朱引ヲ要ス
増築修繕ノ場合ハ本願ニ修繕ノ理由及設計書ヲ添付スルコト

◇ 堂宇名義變更許可願

何府何市何町何大字

何縣何郡何村

何 寺 院

假 堂 宇 何造何葺

間口何間 奥行何間 何坪數

右ノ建物從來假堂宇トシテ使用候處今同新ニ堂宇新築致シ候間前記建物ヲ庫裡(其他)ニ使用仕度仍テ名義變更ノ儀御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副簡及圖面相添ヘ此段相願候也

年 月 日

連署人前記ノ通り

地方長官宛

連署人前記ノ通り

備考 圖面ニ葉添付ノコト

◇ 堂宇改築模様替許可願

模様替トハ一旦許可ヲ得タル建物ノ模様替ヲ變更スルモノヲ言フ

何府何市何町何大字

何縣何郡何村

何 寺 院

堂宇 何造何葺

間口何間 奥行何間 何坪數

右ノ堂宇何年何月何日御許可ヲ得テ既ニ工事ニ着手致候處設計上不都合ノ廉有之仍テ乙圖面朱引ノ通り模様替仕度候間願意特ニ御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副簡及關係書類相添ヘ此段相願候也

追テ書 同上

諸願届書式

地方長官宛

連署人前記ノ通り

備考 設計書圖面ニ葉(既ニ許可ヲ得タルモノト模様ノ替モノ)ヲ添付スヘシ

設計豫算ニ變更ナキ範圍ニ於テ模様替スルモノナラハ設計書ヲ要スセ願面ニ其旨記入スヘシ

◇ 堂宇修繕許可願

何府何市何町何大字

何縣何郡何村

何 寺 院

堂宇 何造何葺

間口何間 奥行何間 何坪數

右堂宇近頃大破致候ニ付有形ノ儘修繕致度候間願意御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副簡並ニ設計豫算書圖面相添ヘ此段相願候也

追書同上

年 月 日 連署人前記ノ通り

地方長官宛

備考設計書、圖面ヲ添付スルコト

高野山大師教會支部設立願

(說教所、出張所、布教所設立ハ之レニ準ス)

- 一、名 稱 高野山大師教會 支部
- 二、所 在 地 縣 市 町 大字 番地
- 三、所屬ノ名稱 古義真言宗
- 四、安置佛ノ稱號 弘法大師
- 五、擔任教師ノ氏名 設立者擔任教師ヲ兼任ス
(別紙履歷書及戶籍謄本添付)
- 六、設立費用及 設立費用ハ、設立者支辨ス
其支辨方法及

六〇

七、管 理 方 法 及 支部長之レヲ管理ス

(維持方法別紙添付)

- 八、代ノ人員及職務 並ニ選定方法
役員又ハ信徒總
支部長一名信徒總代三名世話係
者之レニ當リ信徒總代世話係ハ
支部長選定ス支部長ハ支部一切
ノ事ヲ總括シ信徒總代ハ支部長
ヲ佐ケ支部ノ維持經營ヲ計リ世
話係ハ支部長ノ命ヲ受ケ會務ヲ
處理ス
- 九、敷地及建物 別紙添付
- 十、支部規約 別紙添付
- 十一、豫定人員 人 但シ漸次増加ノ見込
- 十二、設立ヲ終ルヘキ期限 許可ノ日ヨリ 日以内
- 十三、設立理由 毎教ヲ擴張シ信者ヲシテ安心立命ヲ
得セシメ自他ノ幸福ヲ増進シ忠君愛
國ノ精神ヲ鼓舞スルニ在リ

右設立致シ度候ニ付御許可被成下度此段奉願候也

年 月 日

雜 收 入

- 金 本部納金
- 金 支部布教費
- 金 全 事務費
- 金 全 維持費
- 金 雜 費

內 譯

- 金 縣 郡 村 大字 何 某印
- 金 縣 郡 村 大字 何 某印
- 金 縣 郡 村 大字 何 某印
- 金 縣 郡 村 大字 何 某印
- 金 縣 郡 村 大字 何 某印

△ 高野山大師教會 支部規約(準則)

- 第一條 本規約ハ大師教會並講社規程第十
- 八條ニ依リ之レヲ定ム
- 第二條 當支部ハ高野山大師教會 教區
- 支部ト稱シ縣 市 町 大字ニ置ク
- 第三條 當支部會員ハ教條ヲ信奉スヘキモ

六一

設立者

宗 院 寺 住 職 何 某印

右教會支部信徒總代

- 縣 郡 村 大字 何 某印
- 縣 郡 村 大字 何 某印
- 縣 郡 村 大字 何 某印
- 縣 郡 村 大字 何 某印
- 縣 郡 村 大字 何 某印

縣知事殿

△ 維持方法

(一ヶ年ノ收支豫算)

- 一金 內 譯 收 入 總 高
- 金 會 員 人ノ會費
- 金 賽 錢

諸願届書式

- 一、弘法大師ノ誓願ニ依リ二世ノ信心ヲ決定スヘシ
- 二、四恩十善ノ教ヲ奉シ人ノ人タルノ道ヲ守ルヘシ
- 三、因果應報ノ道理ヲ信シ異端邪說ニ惑フヘカラス
- 第四條 當支部會員ハ毎月日支部ニ參會シテ本尊ヲ禮拜シ説教ヲ聽聞スヘキコト
- 第五條 當支部會員ニハ何レノ宗派ヲ問ハス入會スルコトヲ得
- 第六條 當支部會員ハ相互ニ親信シ慶弔ヲ俱ニスヘキコト
- 第七條 當支部ニ世話係ヲ若干名ヲ置キ會務ヲ補助セシムルモノトス
- 第八條 當支部會員ハ會費トシテ左ノ通り

- 納付スルモノトス
- 一、通常會員 一ケ年金貳拾四錢
- 一、特別志納會員 一時金五圓以上
- 第九條 當支部會員ハ毎年抽籤又ハ其他ノ方法ヲ以ツテ若干ノ人員ヲ高野山ニ參詣セシムルモノトス
- 第十條 本規約ハ管長ノ許可ヲ得テ之ヲ施行ス
- 但シ將來之レヲ改廢スル時又同シ
- 備考
- 一、設立者及擔任教師ノ履歷書、戶籍謄本及身元證明書
- 建物敷地ノ平面圖ヲ添付ス
- 一、移轉、合併ノ場合本願ニ準ス

◆ 高野山大師教會支部設置認可願

(本宗寺院内ノ分)

今般當寺内ニ高野山大師教會何々支部相設ケ弘法大師信仰ノ僧俗結社仕度候條御認可被成下度別紙誓約證相添へ此段上願候也

何支所下何^{市町}何^{郡村}何寺院住職

右寺檀(信)徒總代 姓名(連名)印

古義真言宗管長

大僧正 何某殿

誓約書

今般高野山大師教會

支部設置御許

諸願届書式

可ヲ得候上ハ教會成規ヲ確守可仕候萬一違背候節ハ何時御取消相成候共決シテ異議申間敷候因テ誓約證如件

右寺住職檀(信)徒總代連署
管長宛

備考 支部規約(前準則)ヲ添付スルコト

◆ 教會所登載願

何支所(組合)下

何^{府市町}何^{郡村}

何教會(支部)

一、名稱

一、本尊

一、認可

一、管理者

一、擔任教師(主任)

一、境內坪數

一、建物

一、維持方法

一、年實收入

何縣何市何町何村何寺

一、所屬寺院

右教會所取扱規程ニ依リ當教會所ヲ等級何寺教會所トシテ御登載被成下度上願候也

年 月 日

右管理者

姓 名 (印)

右擔任教師

姓 名 (印)

右信徒惣代

姓 名 (連名)(印)

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考 說教所、出張所、布教所ノトキハ所屬寺院記入スルコト

◆ 建物新築許可及落成届

何縣何市何町何村

古義真言宗 何 寺 院

右寺建物新築ニ付年月日許可セラレ月日落成候間收支決算書相添へ此段及御届候也

年 月 日

連署人 住職 檀徒惣代 法類惣代

地方長官宛

備考

一、本届ハ別紙様式ニヨリ管長ニ同時ニ差出スヘシ

一、建物ノ新築、再建、修繕、建増、取毀等總テ本例ニ準シテ作成スヘシ

◆ 燒失届

何支所下

何縣何市何町何村

何 寺 院

一、本堂 何葺 壹棟 建坪 何程

一、庫裡 何葺 壹棟 建坪 何程

一、客殿 何葺 壹棟 建坪 何程

一、佛体 何々

右寺建物何年何月何日午前後何時何分何々(出

火ノ原因ヲ記載)ニヨル失火ノ爲メ燒失(類

燒)仕候條連署ヲ以テ此段及御届候也

年 月 日

右寺住職 姓 名 (印)

右寺檀(信)徒惣代姓名連署(印)

古義真言宗々務所御中

備考

一、此届ハ地方長官ヘモ本例ニ準シ届出ツベシ

一、本尊並寶物、什器異狀ナキトキハ其旨附記ス

明細帳

◆ 明細帳記入願

何縣何市何町何村

古義真言宗 何 寺 院

記入物件 (地所ナルトキハ地番地價等正確ニ記載ス 建物ナルトキハ何建何造何葺間敷建坪ヲ記 載ス 寶物什具ノトキハ其ノ物件正確ニ記載ス)

右今回當寺積立金ヲ以テ買入レ何月何日所有權移轉登記ヲ了シ候間當寺明細帳ニ御記入被成下度關係者一同連署シ本宗管長副申並ニ土地臺帳謄本相添へ此段相願候也

年 月 日
 右寺住職 姓 名 名 名
 右寺檀信徒惣代 連 名 名 名
 右寺 法類惣代 連 名 名 名
 地方長官(又ハ郡市長)宛 名 名 名
 備考 記入物件建物ナラハ圖面一葉添付ノコト

◇ 明細帳誤謬訂正願

何^府何^市何^町大字
 何^縣何^郡何^村大字
 古義真言宗 何 寺 院
 誤
 地番 田畝山林何反畝步
 正
 地番 田畝山林何反畝步 (朱書)
 [訂正物件地所ト假定]

右ノ地所從來墨書ノ通り書上置キ候處今回
 誤謬ナルコトヲ發見致候間前記朱書ノ通り
 御訂正被成下度關係者一同連署シ本宗管長
 ノ副伸並ニ土地臺帳謄本相添へ此段上願候
 也
 年 月 日
 連署人前記ノ通り
 地方長官宛

◇ 明細帳脫漏記入願

何^府何^市何^町大字
 何^縣何^郡何^村大字
 古義真言宗 何 寺 院
 [記入物件地所ト假定]
 右ノ地所當寺所有ニ有之候處曩ニ明細帳書
 上ノ際脫漏シタルコト今回發見致シ候間明

細帳へ御記入被下度關係者一同連署シ本宗
 管長ノ副伸並ニ土地臺帳謄本相添へ此段相
 願候也
 年 月 日
 連署人前記ノ通り

地方長官宛

◇ 明細帳削除願

何^府何^市何^町大字
 何^縣何^郡何^村大字
 古義真言宗 何 寺 院
 [削除物件地所ト假定]
 右ノ地所當寺所有トシテ明細帳ニ書上置キ
 候處今回他人所有ナルコト發見致候間明細
 帳ヨリ削除被下度關係者一同連署シ本宗管
 長ノ副伸及稅務署謄本相添へ此段相願候也

財產寶物

◇ 寺院等級降下願

何支所下
 何^府何^市何^町 等級 何 寺 院
 何^縣何^郡何^村
 右寺何々ノ事由(詳細ニ記載ス)ニ依リ現今
 ノ等級何寺ニテハ寺院財政上困難ニ有之候
 間相當等級被成下度此段上願候也
 年 月 日

右住職、法類總代、
檀徒總代、本寺連署

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考 財産、檀徒數異動ハ所轄市町村長ノ証明ヲ要ス

◇ 宗費免除(減免)願

何支所下

何府市町何縣何郡何村 何 寺 院

一免除(減免)期間 自 年 年 期 宗費(又ハ臨

時費)

右寺何々(減免ノ事實及理由)ノ爲メ宗費賦課金減免規程第何條ニ依リ免除(減免)被成下度此段町村長ノ災害証明書添付シ上願候也

年 月 日

連署人住職、法類總代、
檀信徒總代、本寺連署

古義真言宗管長

大僧正 何 某 殿

備考

一、町村長ノ証明ヲ添付スルコト

一、宗費ノ減免ハ賦課セシ宗費ハ爲サス其後ノ分ニ對

シテ出願スルコト

一、延納願ハ本書式ニ依リ準知スヘシ

◇ 地所買入許可願

何府市町何縣何郡何村大字

古義真言宗 何 寺 院

地番

一地目 反別 持主 何 某

地價 金 何 圓 也

買入代金 何 圓 也

右ハ今般當寺永續資料トシテ前記ノ地所買入度相互異議無之尤モ買入代金ハ檀信徒ノ寄附金ヲ以テ支辨シ毫モ寺院ニ負債等生起セサル儀ニ候間願意速ニ御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副仲相添へ此段相願候也

年 月 日

右 寺 住 職 氏 名 印

右 寺 檀 信 徒 總 代 連 名 印

右 寺 法 類 總 代 連 名 印

右 土 地 所 有 者 氏 名 印

地方長管(又ハ郡市長)宛

備考

一、出願ノ理由ハ假設ナレハ實際出願ノ時ハ其ノ件ニ

諸願届書式

關スル理由ヲ記載スヘシ以下之ニ同シ

二、購入地所ハ所屬稅務署ノ謄本カ或ハ町村長ノ證明アル書面ヲ添付スヘシ

三、地所購入代金ノ出途方法ヲ明記スルヲ要ス祠堂金保存金又ハ會テ地所賣却代金ヲ以テ購入セントスルトキハ其金額ヲ記載シ別紙ニ認メ宗務所ノ承認ヲ受クルヲ要ス

四、地所賣買ヲ同時ニ行ハンニハ賣却又ハ購入地所ノ一方執レカ朱書ニシ願文及連署人ハ賣却買入願書ニ準シ副製捺印スヘシ

◇ 土地賣却許可願

何府市町何縣何郡何村大字

古義真言宗 何 寺 院

地番

一地目 反目

地價金 何 圓 也

ノ外處理シ能ハサルモノナレハ寺院所有地賣却ニ關スル内規ヲ參酌シ確實ナル保管方法ヲ設ケ管長ノ承認ヲ受クルヲ要ス

土地交換許可願

何府何市何町何村何大字

古義真言宗 何 寺院

地番 一地目 反別 持主 何 寺院

地價金何 圓 也

地番 一地目 反別 持主 何 某

備考、交換地所ハ孰レカ一方朱書ニシ見易カラシムヘシ
右ハ今般相互土地ノ情况上交換致度利害ニ付雙方異議無之候間願意速ニ御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副仲相添ヘ此

賣却代金 何 圓 也

右ノ何地拙寺所有ニ有之候處今般何々鐵道敷地ニ相當シ賣却方申込有之依テ前記代金ヲ以テ賣却致度雙方異議無之候間願意速ニ御許可相成度尤モ賣却代金ハ確實ナル銀行ニ預入シ保管可致關係者一同連署シ本宗管長ノ副仲相添此段相願候也

右寺住職 氏 名 印

右寺檀信徒總代 連 名 印

右寺法類總代 連 名 印

土地買受人 氏 名 印

地方長官宛

備考

一、土地台帳謄本又ハ町村長ノ證明書添付スヘシ
一、地所賣却代金ハ換地ヲ購入スルカ祠堂金ニ編入スル

段相願候也

年 月 日

連署人前願書式ヲ準シ住職、檀信徒總代、法類總代及交換地所有人連署

地方長官宛

備考 交換地所屬ノ稅務署ノ謄本或ハ町村長ノ證明アル土地證明書及甲乙兩地ノ利害比較表ノ添付ヲ要ス

地目變換許可願

何府何市何町何村何大字

古義真言宗 何 寺院

地番

一地目 反別 持主 何 寺院

地價金何 圓 也

右ノ地所從來畑地ニ有之候處今般宅地ニ變

諸願屆書式

地所開墾許可願

何府何市何町何村何大字

古義真言宗 何 寺院

地番 一地目 反別 持主 何 寺院

地價金何 圓 也

地番 一地目 反別 持主 何 某

備考、交換地所ハ孰レカ一方朱書ニシ見易カラシムヘシ
右ハ今般相互土地ノ情况上交換致度利害ニ付雙方異議無之候間願意速ニ御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副仲相添ヘ此

換致度候間願意速ニ御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副仲相添ヘ此段相願候也

連署人住職、檀信徒總代、法類總代

地方長官宛

備考 地目變換ハ地方廳ノ許可ヲ得タル後稅務署ヘ届出土地台帳ノ訂正ト地價ノ修正ヲ要ス或ハ稅務署ノ許可ヲ得タル後地方廳ヘ明細帳ノ訂正ヲ願フモ差支ナシ

地所開墾許可願

何府何市何町何村何大字

古義真言宗 何 寺院

地番 一地目 反別 持主 何 寺院

地價金何 圓 也

右ノ地所從來畑地ニ有之候處今般宅地ニ變

地價金 何 圓 也
右當寺所有ノ山林ニ有之候處今回畑地ニ開墾致度候間願意速ニ許可相成度關係者一同連署本宗管長ノ副伸及施業方法書圖面相添へ此段相願候也

年 月 日
連署人前記ノ通り

地方長官宛

△ 開墾施業方法

所在地 何府縣市郡町村大字番地
全反別 何反何畝歩
開墾反別 何反何畝歩(分筆開墾ノ場合)
開墾願人 所在地及寺院名
開墾地目 田、畑、宅地等
施業法 開墾方法記載ス

◇ 土地寄附願

(本願ハ公共事業ノ爲メ表面賣却行爲ヲナス能ハス仍テ多少ノ要償金ヲ以テ寄附スルトキ)

何府市町何村大字

古義真言宗 何 寺院

地番

一地目 反別

地價金 何 圓 也

右之地所今般何處ヨリ彼處ニ通スル道路改修敷地ニ當リ候故公共事業ノ爲メ寄附致度仍テ御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副伸相添へ此段相願候也

年 月 日
連署人住職、法類總代、檀徒總代本寺

諸願届書式

土一性 地質ノ肥瘠
地 表 混地雜草塵芥木竹雜生スル等ノ
地 勢 高低、傾斜、平坦、凹凸等ノ類
林木種 松、杉、雜木等ノ類
林木齡 何 年
疎 密
慣行伐採
已 上

右之通り相違無之候也

年 月 日
住職 檀信徒總代、法類總代連署

備考
一、開墾願書ニハ土地台帳謄本及圖面一葉添付スルコト
一、開墾成功ノ上ハ稅務署及宗務所ニ届出ツヘシ

地方長官宛

備考

一、要償金ハ寄附行爲ナレハ不要ナル義ナレトモ寺有財產ハ單ニ減却スヘキモノニアラス企業者ヨリ相當ノ要償金ヲ受ケ保管法ヲ定メ宗務所ノ承認ヲ受ケルモノトス
一、土地台帳謄本圖面一葉添付スヘシ

◇ 土地所有名義訂正願

何府市町何村大字

古義真言宗 何 寺院

地番

一地目 反別 持主名義 某

地價金 何 圓 也

右之地所從來當寺所有ニ有之候處明治何年地價修正ノ際誤テ當寺檀徒總代某(或ハ住職其他)ノ名義ヲ附シタルコト寺院財產整

理上不都合ニ付前記ノ土地所有名義ヲ當寺名ニ御訂正相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副仲相添へ此段相願候也

年 月 日

連署人住職、檀徒總代、法類總代
本寺土地所有名義者捺印ス
地方長官(又ハ稅務署長)宛

備考 土地台帳謄本添付ノコト

◇ 寺有地賣却代金保管並利子用途法

承認願

何支所下

何府何市何町何縣何郡何村

何 寺院

一金何百圓也 利子一ヶ年金何圓也

右ハ何年何月何日御承認ヲ得何月何日地方

廳ノ許可ヲ得テ賣却セル田畝何筆ノ賣却代金ニ有之候處相當ノ換地ヲ購入スル迄住職及檀徒總代連名ニテ何々銀行ニ預入シ確實ニ保管仕リ又利子ノ義ハ寺院經常費ニ致度候間御承認相成度此段連署ヲ以テ出願候也

年 月 日

連署人住職、檀信徒總代、法類總代本寺
管 長 宛

◇ 寺有金使用許可願

何府何市何町何縣何郡何村大字

古義眞言宗

何 寺院

一金何百圓也 寺有金

內金何圓也 一時使用額

右者當寺蓄積資金ニ有之候處今般地所買入

年 月 日

住職檀信徒總代

◇ 財產寄附受納屆

何支所下

何府何市何町何縣何郡何村

何 寺院

何市何町何縣何郡何村大字何々番地

一田(畑、山林)何町何反何畝歩

地價 何 圓

右今般當寺檀信徒(住職)何某ヨリ寄附相成受納致候條此段及御届候也

年 月 日

右寺住職 姓 名 印

右寺檀徒總代 姓 名 印

右寄附者 姓 名 印

ノ爲メ一時至急ヲ要シ檀信徒ニ於テモ出金ノ途無之一同協議ノ上前記什金ノ内何圓也使用仕度尤モ該金ハ別紙書面ノ方法ニ依リ填補仕候間御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副仲及填補方法書相添へ此段相願候也

年 月 日

連署人前記ノ通り

地方長官宛

△ 什金填補方法

一金何圓也

右金額ヲ填補スル爲メ住職及檀徒何十戸ヨリ毎月何圓宛積立テ何ヶ年ニ填補(又ハ寺院ノ財産所得ヨリ一ヶ年間何圓宛積立何ヶ年ニテ金額ヲ填補)可致候也

諸願屆書式

住所 姓 名 ①

古義真言宗々務所御中

備考 什器物件寄附ヲ受ケタルトキハ之レニ準シテ届出ナスヘシ

◇ 什寶物寄托願

何^府何^市何^町何^村大字

古義真言宗 何 寺 院

什寶物何々

筆者、彫者、着色、堅何尺、横何尺
右ハ當寺什寶物ニ有之候處今般一般世人ニ
知ラシメンカ爲メ何博物館ニ寄托致度雙方
異議無之候間御許可相成度關係者一同連署
シ本宗管長ノ副仲相添へ此段相願候也

年 月 日

連署人住職、檀信徒總代、法類總代本寺

地方長官宛

備考 若シ國寶ナルトキハ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

◇ 寶物保管承認願

(美術品トシテ指定セラレタル場合ノ如キ)

何^府何^市何^町何^村大字

古義真言宗 何 寺 院

寶物何々

同上ノ通り記載

右ハ當寺所藏ノ寶物ニ有之候處今般美術上
ノ參考ト相成寶庫ニ格護致スヘキ筈ノ處當
寺ニハ寶庫又ハ倉庫ノ設備無之ニ付鎖鑰ヲ
有スル鞏固ナル函ニ入レ本堂内ニ保管仕度
候條特ニ御承認相成度關係者一同連署シ本

宗管長ノ副仲相添へ此段出願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長官宛

◇ 國寶物修理費補助願

何^府何^市何^町何^村大字

古義真言宗 何 寺 院

寶物 何々

同上ノ通り記載

修理費金何百圓也

内

金何百圓也 補助出願額

金何百圓也 當寺負擔額

右ハ曩ニ國寶ニ指定セラレタル寶物ニ有之

諸願届書式

今回日本美術院ニ托シ修理仕度候處前記ノ
修理ヲ要シ候得共到底全部ノ負擔ニ堪難
候ニ付修理費幾分ニ相當スル右金額社寺保
存施行法細則第二條ニ依リ御補助被成下度
關係者一同連署シ本宗管長ノ副仲及修理請
負契約書相添へ此段相願仕候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

内務大臣宛

備考 修理請負契約書ハ定メラレタル書式アリ仍テ該書式
ニ依準シ雙方調印契約スヘシ

◇ 佛像開扉許可願

何^府何^市何^町何^村大字

古義真言宗 何 寺 院

七七

開扉佛像 何々々

右ハ當寺秘藏ノ佛像ニ有之候處今回諸人結縁ノ爲メ開扉スヘキ様信徒ノ懇請ニ依リ何年何月何日ヨリ何月何日迄開扉仕度勿論勸財強制的行爲ハ決シテ致間敷候間御許可相成度關係者連署シ本宗管長ノ副仲相添へ此段上願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長 官宛

備考 更ニ開扉執行方法書一通添付ノコト

◇ 佛像出開帳許可願

何府何市何町何大字

何縣何郡何村 何 寺 院

開張佛像 何々々

右ハ當寺靈像ニ有之候處從來ノ例ニ依リ今回何縣管内へ出開張仕候間明治十七年三月内務省乙第十六號達ニ基キ出願仕候間御許可被成下度尤モ御許可ノ上ハ某縣官廳ノ許可ヲ受クヘク關係者一同連署シ本宗管長ノ副仲及規約書相添へ此段出願候也

年 月 日

追テ開帳ノ時日並ニ場所ノ確定次第當寺住職ヨリ御届申可候也

連署人前記ノ通り

地方長 官宛

△ 開帳執行規約書

一、何佛像開帳法執行スルハ素ヨリ教法ヲ擴張シ庶民化導ヲ主トシテ王法ヲ翼賛ス

ハ豫メ決定シ當事者主任ヨリ其都度届ヲ爲スヘシ

◇ 國寶指定願

何府何市何町何大字

何縣何郡何村 何 寺 院

右寺ハ弘仁年間弘法大師ノ開創ニシテ中古ノ沿革未詳ナレトモ當寺本堂ニ安置スル正觀世音菩薩ノ像ハ運慶法師檀木ヲ以テ彫刻シタル像ナルコトハ何々舊記ニ依ルモ明瞭ノ事實ニ候ヘハ御調査ノ上國寶へ御指定被成下度別紙目錄相添へ此段請願仕候也

年 月 日

連署人前記ノ通り

内務大臣 宛

備考 出願ノ佛像ノ寸法臺座厨子ノ形狀等ヲ詳細ニ記シタルモノヲ添付スヘシ

ルヲ專トスルコト

一、開帳中ハ連日午前何時ヨリ始メ午後何時限リ開閉嚴重ニ致スヘキコト

一、信徒取締又ハ執行者共ニ毎日出席シ百事ヲ監シ參詣者等混雜ナキ様致スヘキコト

一、偽物ヲ飾リ衆人ヲ眩惑シ或ハ金錢強制等ノ義決シテ致間敷コト

一、其他必要ノ條項ヲ記載ス

右ノ條々確實ニ相守リ不都合無之様可仕此段規約致候也

年 月 日

開帳從事者連署

備考

出開帳ハ内務省令第十六號ニ基キ他管内ニ出ツルトキハ甲乙兩官廳ノ許可ヲ得タル上開帳スヘシ又開帳場所

諸願届書式

◇ 寶物觀覽料徵收許可願

(殿堂及庭園モ之ニ準知スヘシ)

何府市何町大字

古義真言宗 何 寺 院

寶物種類詳細列記(庭園及建物ハ坪數記載)

右ハ當寺什寶物ニ有之從來閉鎖罷在候處今般結縁ノ爲メ殿堂内ニ陳列シ一般衆庶ニ觀覽セシメ取締法トシテ別紙ノ通り觀覽料ヲ徵收仕度候間御許可相成度關係者一同連署ノ上本宗管長ノ副仲相添ヘ此段出願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長官宛

△ 觀覽料徵收方法

一、位 置 寶物ハ本堂ノ外陣ヨリ書院ニ陳列ス

一、來 歴 寶物ノ由緒

一、觀覽料 一人何錢

一、徵收ノ理由 觀覽人ノ混雜ヲ避クル爲メ

一、徵收期間 何月間

一、料金處分 確實ナル銀行ニ預入シ堂宇修繕費ニ充ツ

右之通り相違無之候也

年 月 日

連署人 前記同様

◇ 寄附金募集願

何府市何町大字

古義真言宗 何 寺 院

一、募集ノ目的 本堂再建(又ハ何々)費ニ充ツ

二、募集ノ方法 住職(又ハ募集従事者)出張シ信者ニ就キ任意ノ寄附ヲ受クルモノトス

三、募集ノ金額 何 百 圓

内何百圓 再建(又ハ何々)費

何 圓 募集費(別紙内詳

添付)

何 圓 其他費用目記載

四、募集ノ區域 本縣下何郡一圓

諸願届書式

五、募集金管理方法

住職ニ於テ管理シ募集シタル金額ハ振替貯金(又ハ確實ナル何々銀行)ヘ預ケ入レ再建(又ハ何々)工事ノ必要ニ應シ引出シ支出スルモノトス尤モ收支帳簿ヲ明確ニシ支拂ノ場合ニハ請求書明細書及領收證ヲ徵シテ之ヲ保存スルモノトス

右ハ當寺本堂再建(又ハ何々)ノ爲メ必要ノ金額ニ候處當寺ニハ餘財無之(又ハ何々)候ニ付前記ノ通り寄附金募集仕度候間御許可被成下度一件書類相添ヘ關係者連署本宗管長ノ副仲相添ヘ此段上願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長官宛

備考 (二) 縣以上ニ互ルトキハ文部大臣宛ノコト或ハ募集額ヲ二分シ各縣ニ付キ許可ヲ得ルモ妨ケナシ)

△ 寄附募集従業者

住所番地 職 業 氏 名 年 月 日生 同 上 同 上

右之者ヲ以テ寄附募集ニ従事セシメ決シテ前記以外ノ者ヲシテ募集セシメ間敷候也

備考

一、寄附募集従事者ハ身分確實ナル者ヲ選ミ認可ヲ得タル者ノ外他人之ヲ用ユルコト能ハス若シ以外ノ者ヲシテ募集セシムルトキハ規定ノ處罰ヲ受クル

連署人前記ノ通り

ニ依リ變更シタルトキハ直ニ手續ヲナスヘシ
二、募集ノ目的カ本堂再建等ノ場合ニハ再建許可願及許可指令ノ寫及建築設計書圖面ヲ添付スルコト
三、募集費内譯ニハ旅費金額日數帳簿領收證等調製費郵稅其他何々金額詳細ニ列記ノコト

◇ 寄附金募集延期願

何 縣 何 市 何 町 何 村 何 大字 古義真言宗 何 寺 院

拙寺本堂再建(又ハ何々)寄附募集ノ儀何年何月何日指令第何號ヲ以テ御許可可成爾來募集ニ従事罷在候處本年凶作ノ結果一般困難ノ場合寄附金蒐集ノ見込相立タヌ候ニ付何年何月何日迄募集期限延期ノ儀御許可可成下度關係人連署ヲ以テ此段奉願候也

年 月 日

地方長官(又ハ文部大臣宛) 連署人 前記ノ通り

境 内

◇ 官有境内地増加願

何 縣 何 市 何 町 何 村 何 大字 古義真言宗 何 寺 院

一、官有荒蕪地 何百何拾何坪 當寺ハ何々(事由詳記)ニシテ法要執行ノ際境内狹隘ノ爲メ參詣人群集シテ不都合尠ナカラス然ルニ前記ノ地所ハ當寺境内ニ接續シテ自然境内地タルノ風致ヲ爲シ居ル箇所ニ有之候間當寺境内地ニ編入増加ノ儀御許可被成下度別紙圖面相添へ關係人連署ヲ以テ此段相願候也

諸願届書式

地方長官宛 連署人 前記ノ通り

備考

一、見取圖ヲ添付スヘシ
一、寺院境内地ノ増減變更ハ事實已ムヲ得サル場合ナラサルヘカラス而シテ圖面ハ建物ノ位置ヲ示シタル現境内並編入セントスル荒蕪地ノ狀況ヲ見ルニ足ルヘキ見取圖ヲ要ス
一、民有境内地ノ増加願又ハ境内地(官、民共)ノ區域變更願等ハ本例ニ準シテ作成スヘシ

◇ 民有境内地分割願

何 縣 何 市 何 町 何 村 何 大字 古義真言宗 何 寺 院

何郡何町村大字何番地ノ一號 一、民有境内 何千何百何拾何坪

地價金 何拾何圓

何郡何町村大字何番地ノ二號
一、民有境内 何百何拾何坪

地價金 何拾何圓

右當寺境内地總坪何千何百何坪中何番地ノ
二號地ハ寺務執行ニ差支無之ハ勿論風致ヲ
毀損スル憂毫モ無之且地勢自ラ境外ノ形ヲ
爲シ居ルヲ以テ從來ヨリ一號地ノ間ニ杉垣
ノ設ケ有之其ノ中ハ常ニ近傍兒童ノ遊戯場
ト相成居候ニ付境外地ニ分割致シ幾分寺門
ノ經營費ヲ補充致度候間御許可被成下度別
紙境内地圖面相添へ關係者連署ヲ以テ此段
相願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長官宛

備考

一、建物位置及四隣ノ狀況ヲ示シタル見取圖ヲ添附スヘ
シ但シ分割スヘキ部分ニハ朱線ヲ引キ境内外ノ區分
ヲ明記スヘシ

一、同番地ノ境内ヲ境外地ニ分割セントスルニハ先ツ稅
務署へ分筆届ヲ爲シテ地番ヲ二分スルヲ要ス

一、本願ハ其筋ノ取扱上一定ノ制限アルハ勿論近來容易
ニ許可セラレサルヲ以テ境内外土地組替ヲ出願スル
ヲ便宜トス

境内地貸渡許可願

何府何市何町何村何大字

古義真言宗 何 寺院

地番

境内地何坪 官(民)有地

地價金(民有地ノトキ)

内何坪 貸渡地

ル要ナシ

飛地境内編入願

何府何市何町何村何大字

古義真言宗 何 寺院

何府縣市郡町村大字何番地

一官有地(又民有地)何坪

右地所何々(使用ノ目的ヲ詳記)ノ爲メ必要
有之當寺飛地境内ニ編入致度候間御許可被
成下度別紙圖面相添へ此段上願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長官宛

備考 一、平面圖ヲ添附スルコト

一、境外佛堂編入願提出ノ際該佛堂ノ敷地ヲ境内ト
スルトキ出願スルヲ要ス

貸渡料 一ヶ月金何圓

右當寺境内ニ有之候處何月何日ヨリ向フ何
ヶ月間何郡何村大字何番地何某へ參詣人休
息所建設ノ爲メ前記ノ坪數貸渡尤モ該地域
ハ圖面朱引ノ通寺院ノ風致其他法要等ニ毫
モ支障無之又貸渡料ハ當寺修繕費ノ内へ差
加候間願意速ニ御許可相成度關係人一同連
署シ本宗管長ノ副伸並ニ圖面相添へ此段相
願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長官宛

備考

一、境内地ノ貸與ノ期間ヲ定メ其目的ハ永住家屋等建
設ヲ許サ、レハ若シ期間延長スルトキハ繼續貸與
ノ手續ヲナスヘシ

一、一時間リノモノハ管長ノ認可ヲ得地方廳ニ出願ス

請願届書式

◆ 境内へ佛像安置許可願

何府何市何町大字
何縣何郡何村

古義真言宗 何 寺院

安置スヘキ佛像記載

右ハ今般當寺檀徒ノ寄附鑄造ニ依ルモノニ有之當寺境内へ永久保安存置仕度候間御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副伸及方法書並圖面相添へ此段相願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長官宛

△ 方法書

- 一、形像安置ノ位 別紙圖面ノ通り
- 二、形像ヲ安置スヘキ土地ノ種目 官、

民有地第何種

三、形像ノ物質 石、金、木、土等

四、製作法 彫刻鑄物等 高何尺

五、費用募集及支出方法 費用ハ募集セ

ス(若シ募集スルナラハ其ノ方法記載)

六、形像ノ管理及維持法 管理ハ當寺住

職ノ責任トシ檀徒(又ハ信徒)ノ喜捨金

ヲ以テ維持ス

右ノ通相違無之候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

◆ 寺院境内地紀念碑建設願

何府何市何町大字
何縣何郡何村

材 木

◆ 寺有山林伐木願

何府何市何町大字
何縣何郡何村

古義真言宗 何 寺院

地番

一寺有山林段別何程 此立木總數 何本

内 譯

一何木 目通 一尺以上二尺以下 何本

一何木 目通 二尺以上三尺以下 何本

一何木 目通 三尺以上四尺以下 何本

一何木 目通 四尺以上六尺以下 何本

(以下列記)

此代金 何 程

右地上立木別ニ風致又ハ水利等ニ關スル箇

古義真言宗 何 寺院

紀念牌何々

右寺院前住職又ハ檀徒ハ(詳細ナル事由ヲ記スヘシ)事情有之當寺ニ對シ其ノ効勞堪カラス候間特ニ當寺ノ境内地ヲ撰テ同氏ノ碑表ヲ建設セントスル儀ニ有之候間御許可相成度別紙碑文寫並ニ圖面相添付此段奉願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長官宛

備考 碑文ノ寫及建碑ノ位置ヲ示シタル現境内ノ圖面

ヲ添フヘシ

諸願届書式

所ニ無之ニ付今般何々理由ノ爲メ伐採仕度尤モ他ニ濫用不仕ハ勿論伐木跡地ヘハ向フ三ヶ年間ヲ期シ苗木植付等ノ施業方法可仕候條御許可被下度別紙圖面相添ヘ此段奉願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長官宛

備考

一、賣却代金保管又ハ支出ノ方法等別紙ニ詳記スヘシ
一、國有林伐木賣拂願等特種ノ場合ニ屬スルモノハ本例ニ準シテ作成スヘシ

境内枯損木伐採願

何府何市何町何村何大字

古義眞言宗 何 寺院

枯損木 何々 目通何尺何寸 何本 右ハ當寺境内樹木ニ有之候處數年來枯損ノ爲メ腐蝕ヲ生シ候間伐採御許可相成度關係者一同連署シ本宗管長ノ副伸相添ヘ相願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長官宛

備考

病木、風損木、障碍木伐採ハ凡テ此ノ書式ニ準シ認ムヘシ

境内樹木伐採願

何府何市何町何村何大字

古義眞言宗 何 寺院

地番

民有境内地何程 立木總數何程

内

- 一、杉 立木 目通五尺 何本
- 一、松 立木 目通三尺 何本

右ハ當寺境内地ニ存スル樹木ニシテ別ニ風致木ニモ無之ニ付今般當寺本堂(庫裡)修繕用トシテ伐採致度候間御許可相成度別紙圖面相添奉願候也

年 月 日

連署人 前記ノ通り

地方長官宛

備考

一、現境内重ナル樹木ノ位置及伐採セントスル樹木ノ位置ヲ示シタル見取圖ヲ添付スヘシ
一、官有境内伐木願ハ本例ニ準シテ作成スヘシ
一、官有境内地ノ伐木ハ明治三十六年内務省令ニ其ノ

諸願届書式

目的建造物修繕用タルハ勿論目通五尺以上一丈未満ハ其ノ一割以内一尺以上五尺未満ハ其ノ二割以内ヲ越ユルコトヲ得サル一定ノ制限アリ

一、無届ノ立木伐採 (一)官有境内地木竹管理規則ニ依ル採取ニ對スル地方長官ノ許可ハ届出アル立木ト無届立木トノ間ニ區別ヲ規定セス届出ナキカ故ニ立木ノ所有權カ寺又ハ總代ニ存ストハイフヘカラス皆國有立木ナリ (二)住職個人カ植付ケタル立木ハ所有權個人ニ在リ故ニ許可ヲ要セス (三)許可ヲ得テ伐採シ得ル程度ハ由緒風致ニ關係ナキ場合ニ限り且目通五尺以上一丈未満ノ樹木ハ十本ニ付一本目通一尺以上五尺未満ノ立木ハ十本ニ付二本マテトノ制限アリ建物ノ復舊等必要止ムテ得サル場合ニハ知事ノ許可ヲ得右ノ制限ヲ減サスコトヲ得目通一尺以下ノ立木ハ許可ヲ受クルコトヲ要セス (四)境内伐木ヲ賣却シテ其ノ代金ヲ以テ他ノ木材ヲ買入レ本堂庫裡ノ造修用材トスル場合ニハ知事ハ之ヲ許可セサルヲ正當トス
何トナレハ右伐木許可ノ規定ハ修繕用材トアリ修繕費用ト示サ、レハナリ又立法ノ趣旨モ亦同様ナルヲ以テ

終

